

調査報告書

特別養護老人ホームにおける特例入所及び軽度者の入所・退所について

---

平成 29 年度ソーシャルワークヴィジョン検討小委員会

平成 29 年 11 月

# 特別養護老人ホームにおける特例入所及び軽度者の入所・退所における実態調査報告書

## 調査について

はじめに	P 2
1、調査の趣旨と方法	P 2
2、調査結果報告	P 3
申込者(特養待機者)について	P 6
要介護度別の入所者(入院者も含む)について	P 14
日常生活継続支援加算の算定について	P 22
新規入所者受入における優先事項について	P 25
特例入所該当者の退所の実態について	P 28
考察	P 30
ソーシャルワークヴィジョン検討小委員会からの発信と提言	P 31

## あとがき

資料 調査結果(自由記述より抜粋)  
調査票(調査項目)

## 1、はじめに 調査の背景・目的

平成 27 年度の介護保険法改正により特別養護老人ホーム（以下、「特養」）の入所基準が原則要介護度 3 以上とされた。軽度者と呼ばれる要介護度 1・2 の利用者は特例入所の対象となり、特養への入所は例外規定のある方のみとされた。

一方<sup>1</sup>要介護度 1・2 の認定者数は約 220 万人と言われており、軽度者とはいえ、中には認知症により在宅生活が困難な方、日常生活に見守りを要する方も存在する。

本調査では制度改正後の軽度者の特例入所者制度について明らかにすることを目的とする。

※ここで言う軽度者を本調査では「要介護度 1、要介護度 2」の高齢者とする。

## 2、調査方法とその範囲

東京都高齢者福祉施設協議会会員施設の特養 475 施設を対象に調査書を配布し、アンケート調査を実施した。アンケート調査では制度改正前、改正後を比較し介護度別に分析した。

東京都高齢者福祉施設協議会会員施設（特養）に対し、Web とファックスによる配布・回収。悉皆調査を行った結果、475 施設に配布し、391 施設より回答を得た。回収率は 82.3%である。

## 3、調査実施期間

平成 29 年 6 月 21 日（水）～平成 29 年 7 月 5 日（水）

## 4、調査内容

東京都内の特別養護老人ホームにおける軽度者の待機状況、入所状況について分析。

- ① 平成 27 年度制度改正前後による差異
- ② 地域による差異

## 5、検討体制

特養で勤務する生活相談員を中心としたメンバーで構成されたソーシャルワークヴィジョン検討小委員会を開催した。特養の経営、制度に精通した学識経験者である淑徳大学総合福祉学部教授 結城康博氏を調査委員会アドバイザーとして、特養の現状と入所状況の調査、課題整理、検討を行った。

---

<sup>1</sup> 厚生労働省 介護保険事業状況報告都道府県別要介護認定者数 男女計 平成 29 年 7 月

《検討委員》

アドバイザー	結城 康博	淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科 教授
--------	-------	-----------------------

《調査チーム》

生活相談員研修委員会 委員長	桜川 勝憲	社会福祉法人仁生社 水元園 施設長
ソーシャルワーク ヴィジョン 検討小委員会委員長	工藤 章子	社会福祉法人浴風会 第二南陽園 主任生活相談員
ソーシャルワーク ヴィジョン 検討小委員会幹事	柏倉 久仁彦	社会福祉法人聖救主福祉会 深川愛の園 生活相談員
	長浜 亜希子	社会福祉法人蒼生会 さの 生活相談員
	新庄 正	社会福祉法人 三徳会 成幸ホーム 課長
	南澤 一裕	社会福祉法人 誠愛会 シルバーハイツ谷保 生活相談員

《ソーシャルワークヴィジョン検討小委員会の開催日・開催内容》

平成 29 年 5 月 17 日：本調査課題(調査背景、目的等)について

平成 29 年 5 月 25 日：アンケート調査書(案)作成について

平成 29 年 8 月 22 日：アンケート調査書結果について

平成 29 年 9 月 28 日：報告書構成(案)について

平成 29 年 10 月 18 日：報告書まとめについて

## 6. 調査結果の詳細

### 1. 回答属性

調査票配布数	475
回答数	391
回答率	82.3%

#### <施設種別>

選択肢		回答数(n)	%
[1]	従来型特養	261	67.1%
[2]	ユニット型特養	100	25.7%
[3]	地域密着型特養	6	1.5%
[4]	混合型特養(従来型・ユニット特養)	22	5.7%
合計回答数		389	100.0%

#### <有効回答の属性 回答者の属性>

選択肢		回答数(n)	%
[1]	施設長	56	14.4%
[2]	生活相談員	292	74.9%
[3]	事務職	22	5.6%
[4]	その他	20	5.1%
合計回答数		390	100.0%

#### <地域区分>

選択肢		回答数(n)	%
[1]	特別区	216	55.8%
[2]	多摩東部	96	24.8%
[3]	多摩西部	75	19.4%
合計回答数		387	100.0%

特別区	23区
多摩東部	清瀬市、東村山市、東久留米市、西東京市、小平市、武蔵野市、東大和市、武蔵村山市、立川市、昭島市、国分寺市、国立市、小金井市、府中市、三鷹市、調布市、狛江市、日野市、多摩市、稲木市、町田市
多摩西部	奥多摩町、青梅市、羽村市、瑞穂町、檜原村、あきる野市、日の出町、福生市、八王子市

※地域区分については制度検討委員会の調査基準と同様とした。

<施設定員について>

	選択肢	回答数(n)	%
[1]	29人以下	12	3.1%
[2]	30～80人	169	43.3%
[3]	81～100人以下	117	30.0%
[4]	101～150人以下	71	18.2%
[5]	151人以上	21	5.4%
合計回答数		390	100.0%

<施設の開設年数について>

	選択肢	回答数 (n)	%
[1]	1年未満	11	2.8%
[2]	3年未満	15	3.9%
[3]	5年未満	25	6.4%
[4]	10年未満	32	8.2%
[5]	20年未満	128	32.9%
[6]	20年以上	178	45.8%
合計回答数		389	100.0%

## 2、調査結果

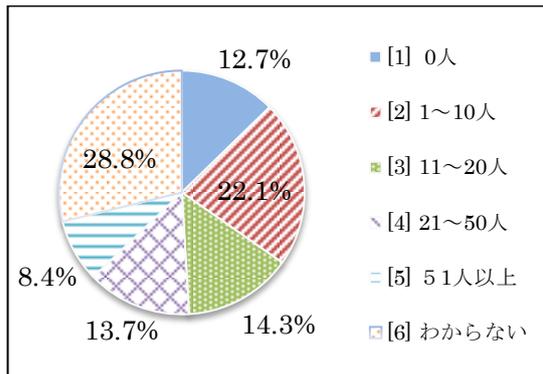
### 2-① 申込者(特養待機者)について

#### 1] 全体統計

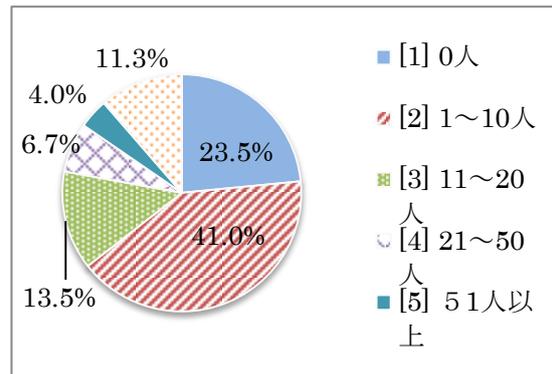
平成 27 年 3 月時点と平成 29 年 3 月末時点の申込者(待機者)について介護度別に集計した結果。

※申込者＝貴施設で入所申込書類を受理した方、行政からの名簿がくる場合はその名簿に掲載されている方のことを言います。

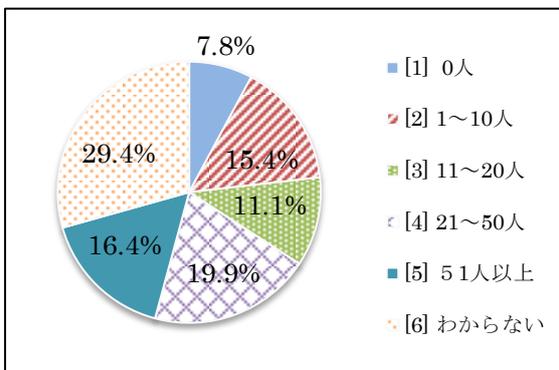
平成 27 年 3 月末時点の要介護度 1 の申込者



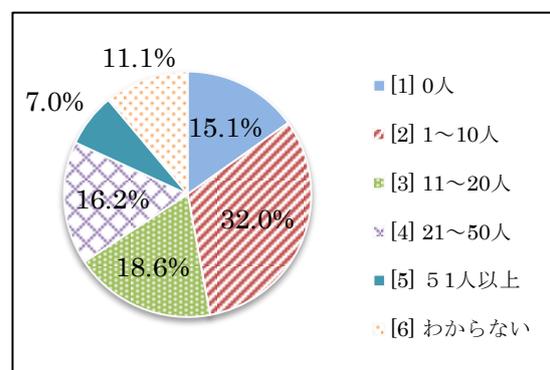
平成 29 年 3 月末時点(制度移行後)要介護度 1 の申込者数



平成 27 年 3 月末時点の要介護度 2 の申込者

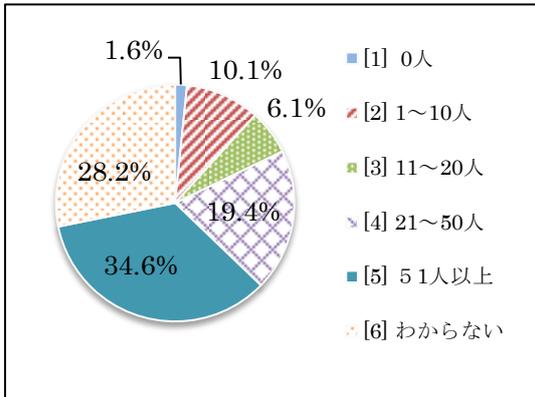


平成 29 年 3 月末時点(制度移行後)要介護度 2 の申込者数

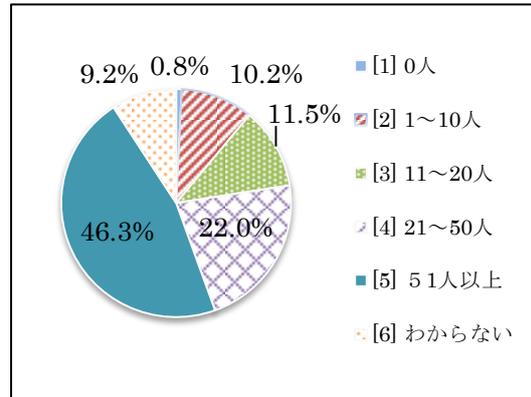


平成 27 年 3 月末と平成 29 年 3 月末の申込者数を比較すると、要介護度 1 の申込者が「0 人」と回答した施設は 12.7%から 23.5%に増加、「10 人以下」(※「0 人」と回答した施設を含む)と回答した施設は 33.8%から 64.5%に増加している。要介護度 2 の申込者が「0 人以下」と回答した施設は 7.8%から 15.1%に増加、「10 人以下」では 23.2%から 47.1%に増加している。

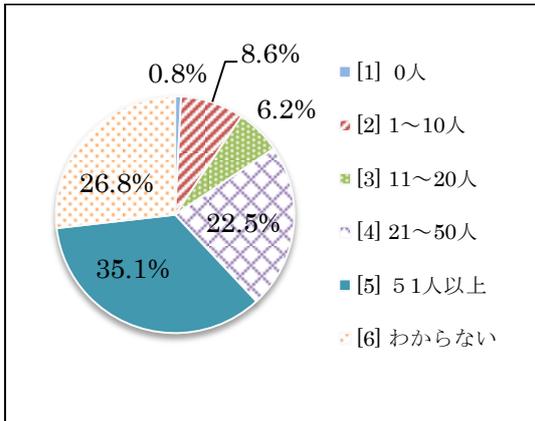
平成 27 年 3 月末時点の要介護度 3 の申込者



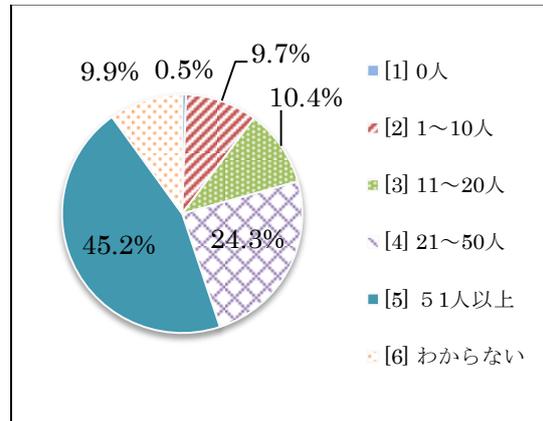
平成 29 年 3 月末時点(制度移行後)要介護度 3 の申込者数



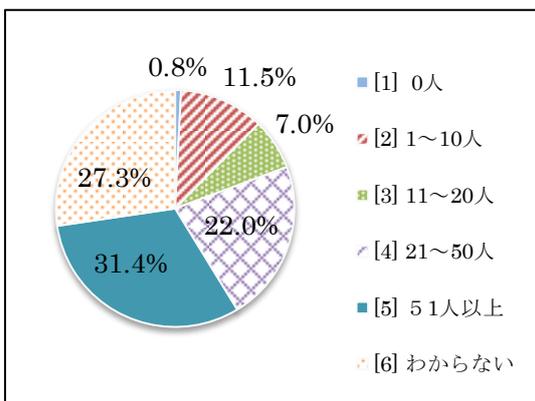
平成 27 年 3 月末時点の要介護度 4 の申込者



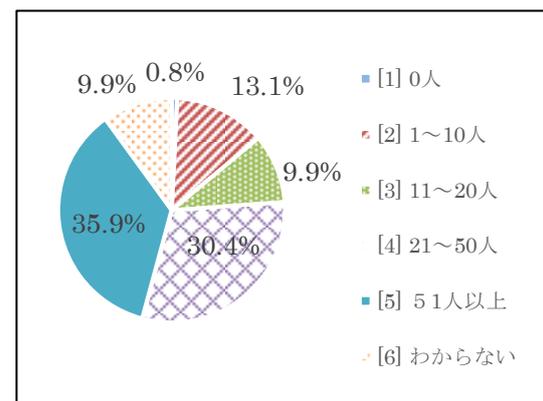
平成 29 年 3 月末時点(制度移行後)要介護度 4 の申込者数



平成 27 年 3 月末時点の要介護度 5 の申込者



平成 29 年 3 月末時点(制度移行後)要介護度 5 の申込者数



## 2] 地域別の分析

平成27年3月末(制度改正前)と平成29年3月末(制度改正後)の地域別・申込者数について集計を行った。

### 平成27年3月末時点(制度改正前)での地域別の申込者数合計

	特別区		多摩東部		多摩西部		合計	
0～20人	7	(3.4)	1	(1.2)	3	(4.2)	11	(3.0)
21～50人	10	(4.9)	3	(3.2)	10	(14.1)	23	(6.2)
51～100人	14	(6.8)	8	(8.6)	13	(18.3)	35	(9.5)
101～200人	41	(19.9)	19	(20.4)	10	(14.1)	70	(18.9)
201人～	80	(38.8)	47	(50.5)	19	(26.8)	146	(39.5)
わからない	54	(26.2)	15	(16.1)	16	(22.5)	85	(22.9)
	206	(100.0)	93	(100.0)	71	(100.0)	370	(100.0)

### 平成29年3月末時点(制度移行後)の地域別の申込者数合計

	特別区		多摩東部		多摩西部		合計	
0～20人	7	(3.3)	2	(2.1)	9	(13.0)	18	(4.8)
21～50人	13	(6.3)	1	(1.1)	14	(20.3)	28	(7.6)
51～100人	23	(11.1)	14	(14.9)	14	(20.3)	51	(13.8)
101～200人	49	(23.7)	28	(29.8)	17	(24.6)	94	(25.4)
201人～	91	(44.0)	46	(48.9)	14	(20.3)	151	(40.8)
わからない	24	(11.6)	3	(3.2)	1	(1.5)	28	(7.6)
	207	(100.0)	94	(100.0)	69	(100.0)	370	(100.0)

(1) 要介護度別の申込者について地域ごとに集計し、平成27年(制度改正前)と平成29年(制度改正後)の比較を行った。

### 平成27年3月末時点(制度改正前)の要介護度1の申込者数

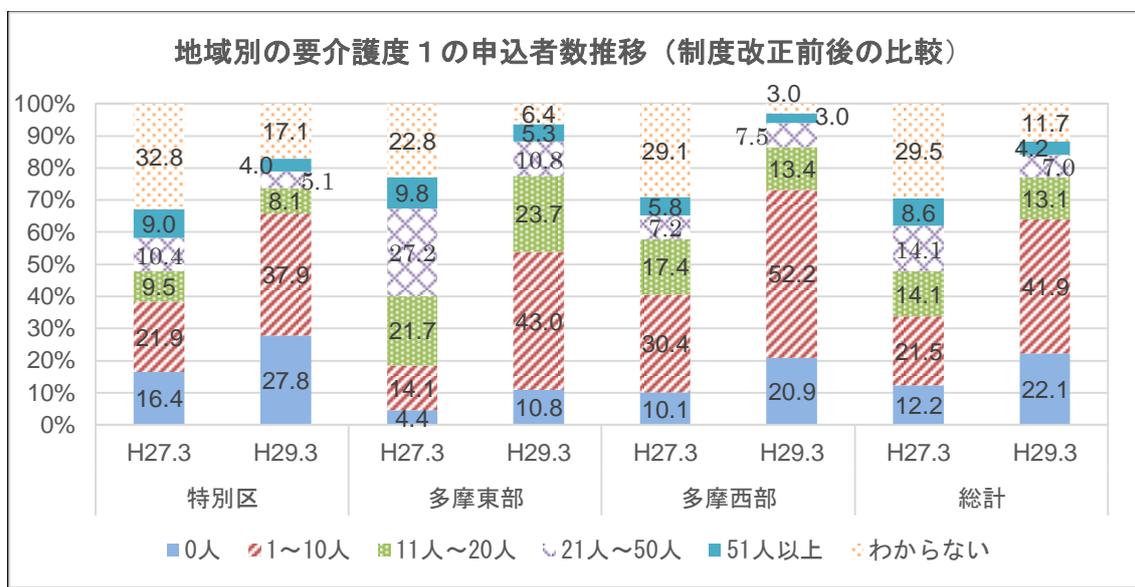
	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0人	33	(16.4)	4	(4.4)	7	(10.1)	44	(12.2)
1～10人	44	(21.9)	13	(14.1)	21	(30.4)	78	(21.5)
11人～20人	19	(9.5)	20	(21.7)	12	(17.4)	51	(14.1)
21人～50人	21	(10.4)	25	(27.2)	5	(7.2)	51	(14.1)
51人以上	18	(9.0)	9	(9.8)	4	(5.8)	31	(8.6)
わからない	66	(32.8)	21	(22.8)	20	(29.1)	107	(29.5)
総計	201	(100.0)	92	(100.0)	69	(100.0)	362	(100.0)

(申込者数と地域区分、有効回答中クロス集計可能なもののみを集計)有効回答

### 平成29年3月末時点(制度移行後)の地域別の要介護度1の申込者数

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0人	55	(27.8)	10	(10.8)	14	(20.9)	79	(22.1)
1～10人	75	(37.9)	40	(43.0)	35	(52.2)	150	(41.9)
11人～20人	16	(8.1)	22	(23.7)	9	(13.4)	47	(13.1)
21人～50人	10	(5.1)	10	(10.8)	5	(7.5)	25	(7.0)
51人以上	8	(4.0)	5	(5.3)	2	(3.0)	15	(4.2)
わからない	34	(17.1)	6	(6.4)	2	(3.0)	42	(11.7)
総計	198	(100.0)	93	(100.0)	67	(100.0)	358	(100.0)

(申込者数と地域区分、有効回答中クロス集計可能なもののみを集計)有効回答



### 地域別の要介護度1の申込者数について

平成27年3月末と平成29年3月末を比較すると、要介護度1の申込者数が「10人以下」(※「0人」と回答した施設を含む)と回答した施設が特別区では38.3%から65.7%に増加、多摩東部では18.5%から53.8%に増加、多摩西部では40.5%から73.1%に増加している。特別区と多摩西部がほぼ同じ推移であるのに対し、多摩東部では「10人以下」と回答した施設が少ない傾向が見られる。

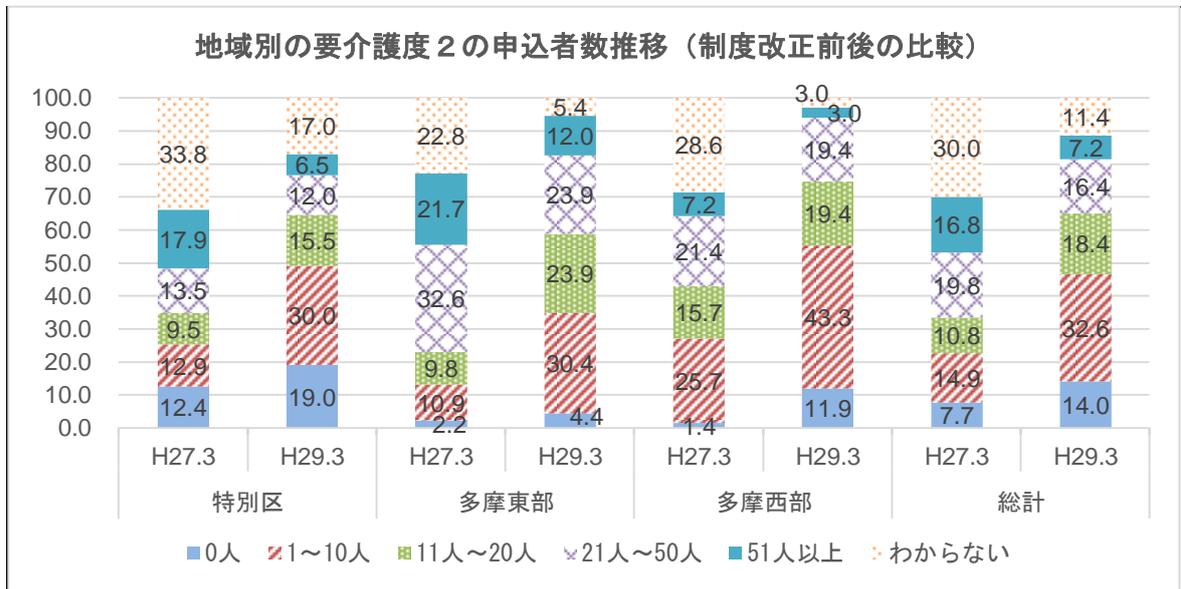
平成27年3月末時点(制度改正前)の地域別の要介護度2の申込者数

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0人	25	(12.4)	2	(2.2)	1	(1.4)	28	(7.7)
1～10人	26	(12.9)	10	(10.9)	18	(25.7)	54	(14.9)
11人～20人	19	(9.5)	9	(9.8)	11	(15.7)	39	(10.8)
21人～50人	27	(13.5)	30	(32.6)	15	(21.4)	72	(19.8)
51人以上	36	(17.9)	20	(21.7)	5	(7.2)	61	(16.8)
わからない	68	(33.8)	21	(22.8)	20	(28.6)	109	(30.0)
総計	201	(100.0)	92	(100.0)	70	(100.0)	363	(100.0)

平成29年3月末時点(制度移行後)の地域別の要介護度2の申込者数

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0人	38	(19.0)	4	(4.4)	8	(11.9)	50	(14.0)
1～10人	60	(30.0)	28	(30.4)	29	(43.3)	117	(32.6)
11人～20人	31	(15.5)	22	(23.9)	13	(19.4)	66	(18.4)
21人～50人	24	(12.0)	22	(23.9)	13	(19.4)	59	(16.4)
51人以上	13	(6.5)	11	(12.0)	2	(3.0)	26	(7.2)
わからない	34	(17.0)	5	(5.4)	2	(3.0)	41	(11.4)
総計	200	(100.0)	92	(100.0)	67	(100.0)	359	(100.0)

(申込者数と地域区分、有効回答中クロス集計可能なもののみを集計)



地域別の要介護度2の申込者数について

平成27年3月末と平成29年3月末を比較すると、要介護度2の申込者数が「10人以下」(※「0人」と回答した施設を含む)と回答した施設が特別区では25.3%から49.0%に増加、多摩東部では13.1%から34.8%に増加、多摩西部では27.1%から55.2%に増加している。特別区と多摩西部がほぼ同じ推移であるのに対し、多摩東部では「10人以下」と回答した施設の割合が少ない傾向が見られる。

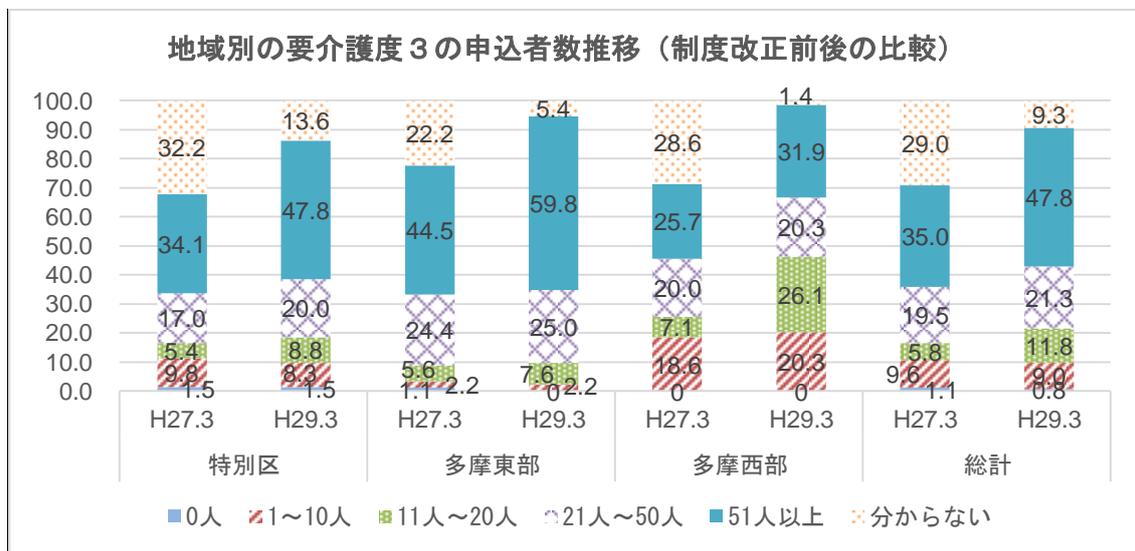
### 平成27年3月末時点(制度改正前)の地域別の要介護度3の申込者数

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0人	3	(1.5)	1	(1.1)	0	0	4	(1.1)
1～10人	20	(9.8)	2	(2.2)	13	(18.6)	35	(9.6)
11人～20人	11	(5.4)	5	(5.6)	5	(7.1)	21	(5.8)
21人～50人	35	(17.0)	22	(24.4)	14	(20.0)	71	(19.5)
51人以上	70	(34.1)	40	(44.5)	18	(25.7)	128	(35.0)
わからない	66	(32.2)	20	(22.2)	20	(28.6)	106	(29.0)
総計	205	(100.0)	90	(100.0)	70	(100.0)	365	(100.0)

### 平成29年3月末時点(制度移行後)の地域別の要介護度3の申込者数

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0人	3	(1.5)	0	(0)	0	0	3	(0.8)
1～10人	17	(8.3)	2	(2.2)	14	(20.3)	33	(9.0)
11人～20人	18	(8.8)	7	(7.6)	18	(26.1)	43	(11.8)
21人～50人	41	(20.0)	23	(25)	14	(20.3)	78	(21.3)
51人以上	98	(47.8)	55	(59.8)	22	(31.9)	175	(47.8)
わからない	28	(13.6)	5	(5.4)	1	(1.4)	34	(9.3)
総計	205	(100.0)	92	(100.0)	69	(100.0)	366	(100.0)

(申込者数と地域区分、有効回答中クロス集計可能なもののみを集計)



### 地域別の要介護度3の申込者数について

平成27年3月末と平成29年3月末の要介護度3の申込者数を比較すると、多摩西部では「11人から20人」と回答した施設が7.1%から26.1%に増加している。また、「51人以上」と回答した施設は特別区・多摩東部でそれぞれ10%以上の増加が見られたが、多摩西部では6.2%の増加にとどまっている。

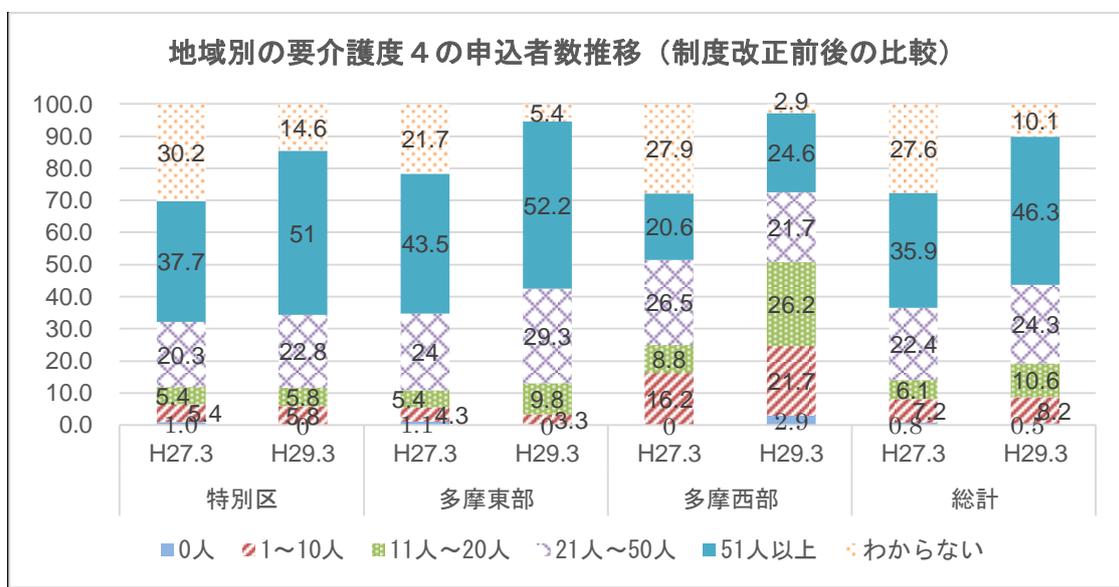
### 平成27年3月末時点(制度改正前)の地域別の要介護度4の申込者数

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0人	2	(1.0)	1	(1.1)	0	(0)	3	(0.8)
1～10人	11	(5.4)	4	(4.3)	11	(16.2)	26	(7.2)
11人～20人	11	(5.4)	5	(5.4)	6	(8.8)	22	(6.1)
21人～50人	41	(20.3)	22	(24.0)	18	(26.5)	81	(22.4)
51人以上	76	(37.7)	40	(43.5)	14	(20.6)	130	(35.9)
わからない	61	(30.2)	20	(21.7)	19	(27.9)	100	(27.6)
総計	202	(100.0)	92	(100.0)	68	(100.0)	362	(100.0)

### 平成29年3月末時点(制度移行後)の地域別の要介護度4の申込者数

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0人	0	(0)	0	(0)	2	(2.9)	2	(0.5)
1～10人	12	(5.8)	3	(3.3)	15	(21.7)	30	(8.2)
11人～20人	12	(5.8)	9	(9.8)	18	(26.2)	39	(10.6)
21人～50人	47	(22.8)	27	(29.3)	15	(21.7)	89	(24.3)
51人以上	105	(51.0)	48	(52.2)	17	(24.6)	170	(46.3)
わからない	30	(14.6)	5	(5.4)	2	(2.9)	37	(10.1)
総計	206	(100.0)	92	(100.0)	69	(100.0)	367	(100.0)

(申込者数と地域区分、有効回答中クロス集計可能なもののみを集計)



### 地域別の要介護度4の申込者数について

平成27年3月末と平成29年3月末の要介護度4の申込者数を比較すると、「51人以上」と回答した施設が特別区・多摩東部では約40%から約10%の増加であったのに対し、多摩西部では20.6%から24.6%とわずかな増加となっている。総計から見ると低い割合となっている。

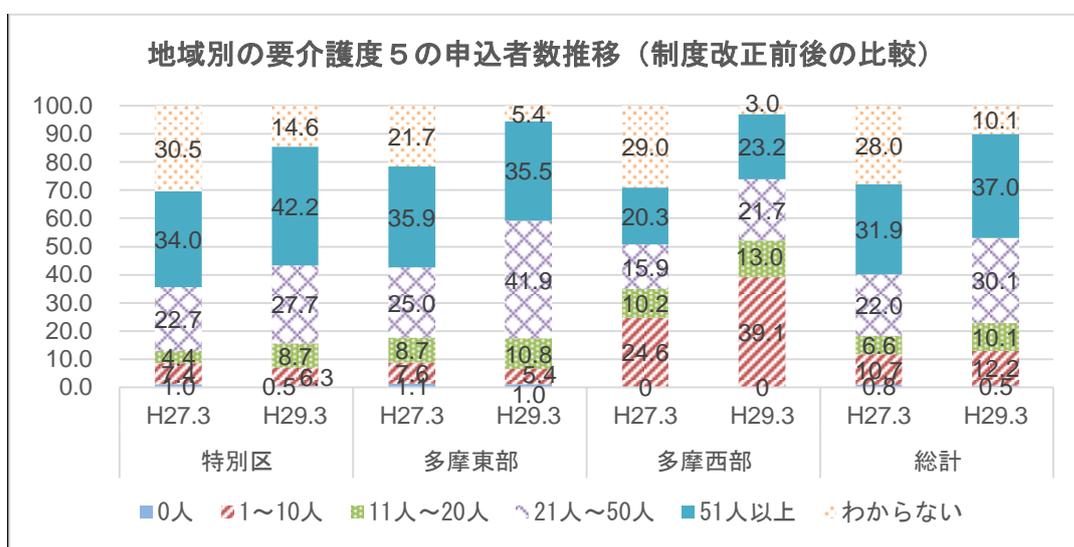
### 平成27年3月末時点(制度改正前)の地域別の要介護度5の申込者数

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0人	2	(1.0)	1	(1.1)	0	(0)	3	(0.8)
1～10人	15	(7.4)	7	(7.6)	17	(24.6)	39	(10.7)
11人～20人	9	(4.4)	8	(8.7)	7	(10.2)	24	(6.6)
21人～50人	46	(22.7)	23	(25.0)	11	(15.9)	80	(22.0)
51人以上	69	(34.0)	33	(35.9)	14	(20.3)	116	(31.9)
わからない	62	(30.5)	20	(21.7)	20	(29.0)	102	(28.0)
総計	203	(100.0)	92	(100.0)	69	(100.0)	364	100.0

### 平成29年3月末時点(制度移行後)の地域別の要介護度5の申込者数

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0人	1	(0.5)	1	(1.0)	0	0	2	(0.5)
1～10人	13	(6.3)	5	(5.4)	27	(39.1)	45	(12.2)
11人～20人	18	(8.7)	10	(10.8)	9	(13.0)	37	(10.1)
21人～50人	57	(27.7)	39	(41.9)	15	(21.7)	111	(30.1)
51人以上	87	(42.2)	33	(35.5)	16	(23.2)	136	(37.0)
わからない	30	(14.6)	5	(5.4)	2	(3.0)	37	(10.1)
総計	206	(100.0)	93	(100.0)	69	(100.0)	368	(100.0)

(申込者数と地域区分、有効回答中クロス集計可能なもののみを集計)



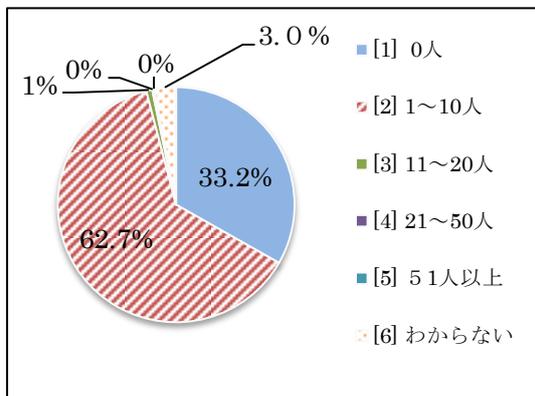
### 地域別の要介護度5の申込者数について

平成27年3月末と平成29年3月末の要介護度5の申込者数を比較すると、特別区・多摩東部では「10人以下」(※「0人」と回答した施設を含む)と回答した施設は減少しているが、多摩西部では24.6%から39.1%に、14.5%増加している。また「21人から50人」と回答した施設が特別区・多摩西部では割合が微増となっており、多摩東部では25.0%から41.9%に増加している。

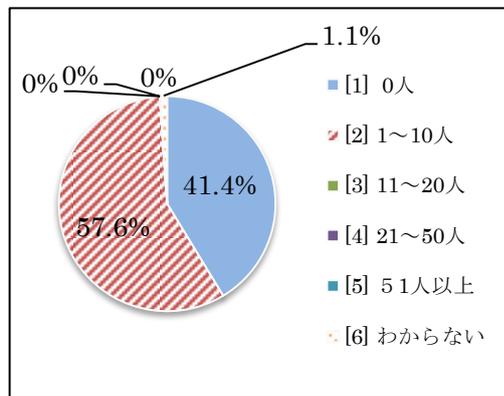
## 2-② 要介護度別の入所者数(入院者も含む)について

### 1) 全体統計

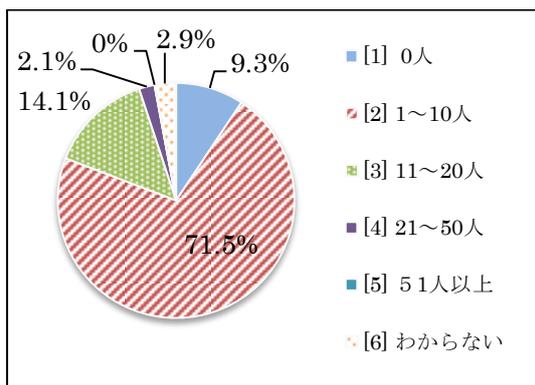
平成 27 年 3 月末時点の要介護度 1 の入所者数  
(入院者も含む)



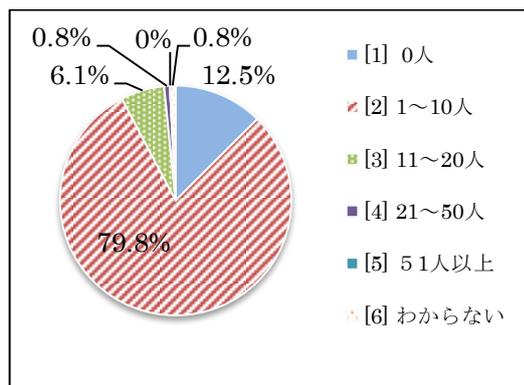
平成 29 年 3 月末時点(制度改正後)  
要介護度 1 の入所者数(入院者も含む)



平成 27 年 3 月末時点の要介護度 2 の入所者数  
(入院者も含む)

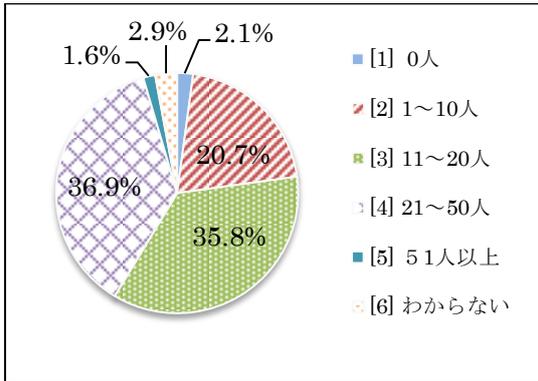


平成 29 年 3 月末時点(制度改正後)  
要介護度 2 の入所者数(入院者も含む)

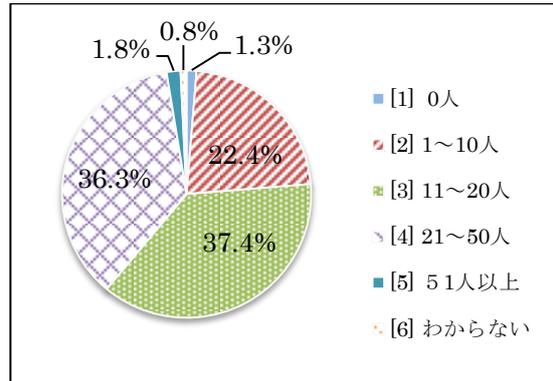


要介護度 1 の入所者については、0 人と回答した施設が、33%から 41%へ増加している。要介護度 2 では、0 人と回答した施設が 9%から 12%と増加している。

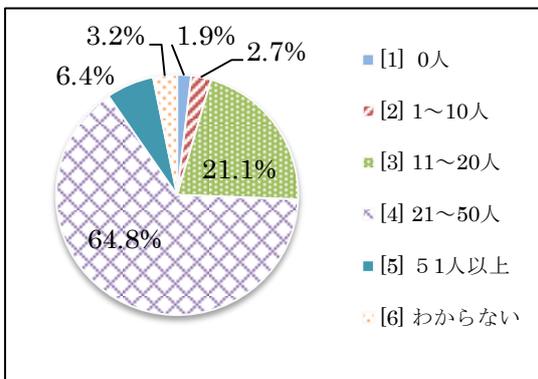
平成 27 年 3 月末時点の要介護度 3 の入所者数  
(入院者も含む)



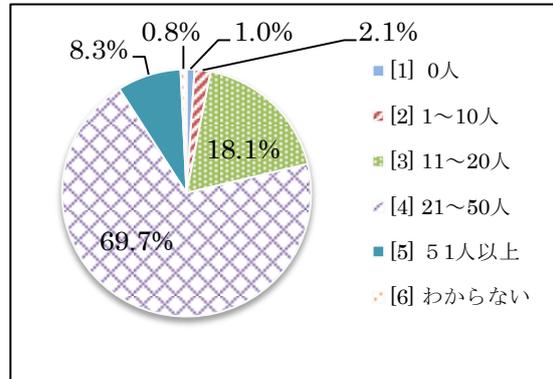
平成 29 年 3 月末時点(制度改正後)  
要介護度 3 の入所者数 (入院者も含む)



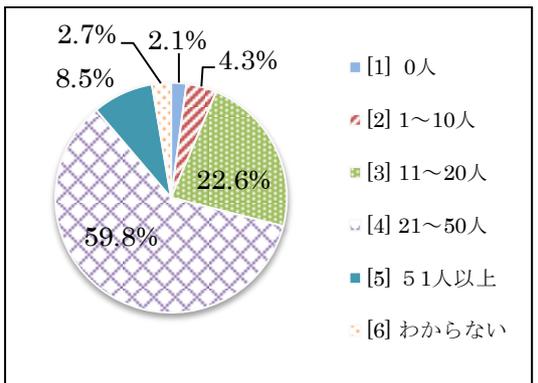
平成 27 年 3 月末時点の要介護度 4 の入所者数  
(入院者も含む)



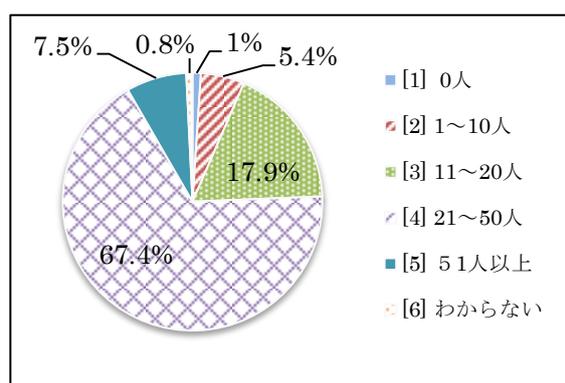
平成 29 年 3 月末時点(制度改正後)  
要介護度 4 の入所者数 (入院者も含む)



平成 27 年 3 月末時点の要介護度 5 の入所者数  
(入院者も含む)



平成 29 年 3 月末時点(制度改正後)  
要介護度 5 の入所者数 (入院者も含む)



## 2] 地域別の分析

### 平成 27 年 3 月末時点(制度改正前)での入所者総数(入院者も含む)

	特別区		多摩東部		多摩西部		合計	
29人以下	5	(2.5)	5	(5.4)	1	(1.4)	11	(3.0)
29～50人	32	(15.8)	11	(11.8)	2	(2.7)	45	(12.2)
51～80	75	(37.1)	27	(29.0)	13	(17.8)	115	(31.3)
81～100	46	(22.8)	21	(22.6)	34	(46.6)	101	(27.4)
101～	38	(18.8)	25	(26.9)	21	(28.8)	84	(22.8)
わからない	6	(3.0)	4	(4.3)	2	(2.7)	12	(3.3)
	202	(100.0)	93	(100.0)	73	(100.0)	368	(100.0)

### 平成 29 年 3 月末時点(制度改正後)での入所者総数(入院者も含む)

	特別区		多摩東部		多摩西部		合計	
29人以下	3	(1.4)	5	(5.4)	1	(1.4)	9	(2.4)
29～50人	36	(17.2)	14	(15.1)	2	(2.8)	52	(13.9)
51～80	77	(36.8)	27	(29.0)	13	(18.1)	117	(31.3)
81～100	54	(25.9)	23	(24.7)	34	(47.2)	111	(29.7)
101～	38	(18.2)	23	(24.7)	21	(29.1)	82	(21.9)
わからない	1	(0.5)	1	(1.1)	1	(1.4)	3	(0.8)
	209	(100.0)	93	(100.0)	72	(100.0)	374	(100.0)

(申込者数と地域区分、有効回答中クロス集計可能なもののみを集計)

(1) 平成 27 年 3 月末(制度改正前)と平成 29 年 3 月末(制度改正後)の地域別・要介護度別入所者数について集計を行った。※入院者も含む。

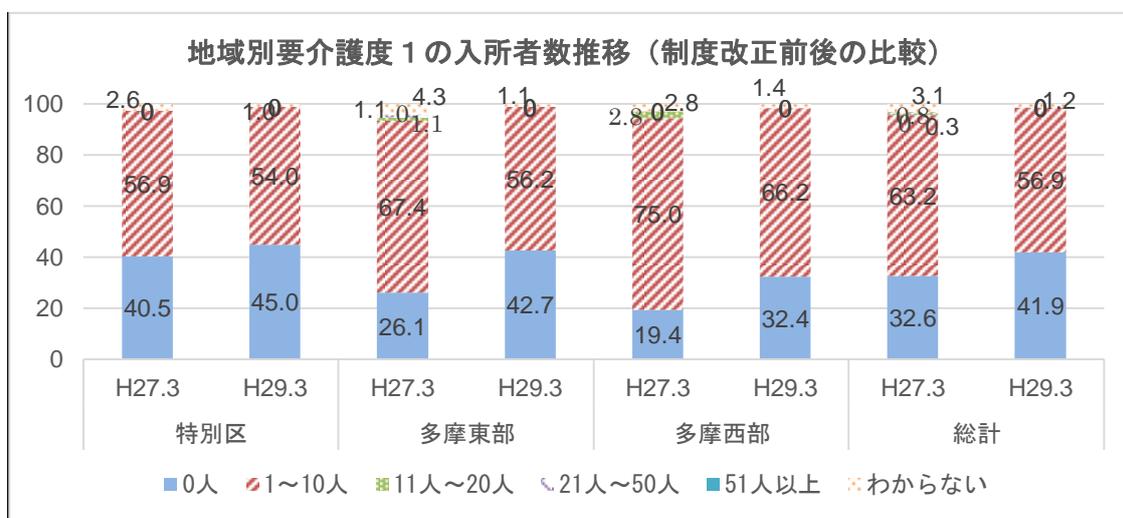
### 平成 27 年 3 月末時点(制度改正前)での要介護度 1 の入所者数(入院者も含む)

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0 人	79	(40.5)	24	(26.1)	14	(19.4)	117	(32.6)
1～10 人	111	(56.9)	62	(67.4)	54	(75.0)	227	(63.2)
11 人～20 人	0	(0)	1	(1.1)	2	(2.8)	3	(0.8)
21 人～50 人	0	(0)	1	(1.1)	0	(0)	1	(0.3)
51 人以上	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
わからない	5	(2.6)	4	(4.3)	2	(2.8)	11	(3.1)
総計	195	(100.0)	92	100.0	72	(100.0)	359	(100.0)

## 平成 29 年 3 月末時点(制度改正後)の要介護度 1 の入所者数(入院者も含む)

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0 人	90	(45.0)	38	(42.7)	23	(32.4)	151	(41.9)
1～10 人	108	(54.0)	50	(56.2)	47	(66.2)	205	(56.9)
11 人～20 人	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
21 人～50 人	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
51 人以上	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
分からない	2	(1.0)	1	(1.1)	1	(1.4)	4	(1.2)
総計	200	(100.0)	89	100.0	71	100.0	360	(100.0)

(有効回答中クロス集計可能なもののみを集計)



### 要介護度 1 の入所者について

平成 27 年 3 月末の要介護度 1 の入所者数 0 人と回答した施設は全体で 32.6%(117 施設)であったことに対し、平成 29 年 3 月末時点(制度改正後)に要介護度 1 の入所者が 0 人と回答した施設は約 10% 増加した。

厚生労働省による軽度者例外規定があるにしても、東京都内の約 42%(151 施設)の施設は要介護度 1 の入所者を受入れていないと回答している。多摩西部では 19.4%(14 施設)の施設が要介護度 1 の入所者がいないと回答していたのが制度改正後には 32.4%(23 施設)に増加。多摩東部については、26.1%(24 施設)から 42.7%(38 施設)に増加している。特別区については、制度改正後に 45.0%(90 施設)の施設で要介護度 1 の入所者が 0 人となっている。

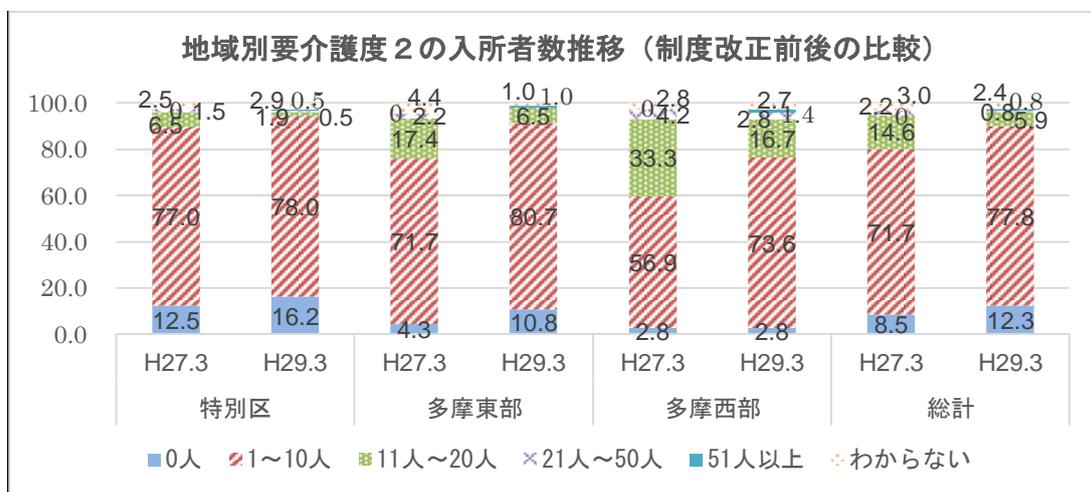
### 平成 27 年 3 月末時点(制度改正前)での要介護度 2 の入所者数(入院者も含む)

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0 人	25	(12.5)	4	(4.3)	2	(2.8)	31	(8.5)
1~10 人	154	(77.0)	66	(71.7)	41	(56.9)	261	(71.7)
11 人~20 人	13	(6.5)	16	(17.4)	24	(33.3)	53	(14.6)
21 人~50 人	3	(1.5)	2	(2.2)	3	(4.2)	8	(2.2)
51 人以上	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
わからない	5	(2.5)	4	(4.4)	2	(2.8)	11	(3.0)
	200	(100.0)	92	(100.0)	72	(100.0)	364	(100.0)

### 平成 29 年 3 月末時点(制度改正後)の要介護度 2 の入所者数(入院者も含む)

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0 人	34	(16.2)	10	(10.8)	2	(2.8)	46	(12.3)
1~10 人	163	(78.0)	75	(80.7)	53	(73.6)	291	(77.8)
11 人~20 人	4	(1.9)	6	(6.5)	12	(16.7)	22	(5.9)
21 人~50 人	1	(0.5)	0	(0)	2	(2.8)	3	(0.8)
51 人以上	1	(0.5)	1	(1.0)	1	(1.4)	3	(0.8)
分からない	6	(2.9)	1	(1.0)	2	(2.7)	9	(2.4)
総計	209	100.0	93	100.0	72	(100.0)	374	(100.0)

(有効回答中クロス集計可能なもののみを集計)



### 要介護度 2 の入所者について

平成 27 年 3 月末に要介護度 2 の入所者が 0 人と回答した施設は 8.5%(31 施設)であったが、平成 29 年 3 月には 12.3%(46 施設)と増加した。地域別で見ると特別区は 12.5%(25 施設)から 16.2%(34 施設)、多摩東部では 4.3%(4 施設)から 10.8%(10 施設)にそれぞれ増加した。

要介護度 2 の入所者が 11 人~20 人と回答した施設では、全体で 14.6%(53 施設)(平成 27 年 3 月末)から、5.9%(22 施設)(平成 29 年 3 月末)と 8.7%(31 施設)も減少している。地域別に見ても、それぞれの地域で半数以下に減少している。

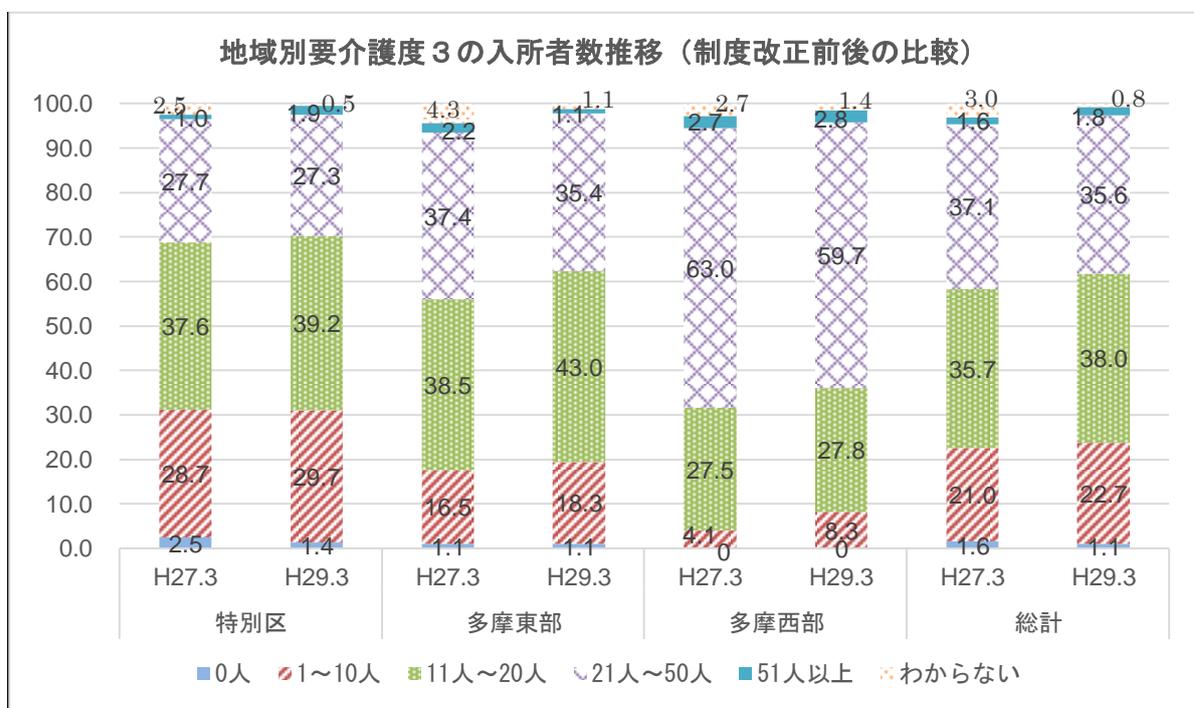
平成 27 年 3 月末時点(制度改正前)での要介護度 3 の入所者数(入院者も含む)

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0 人	5	(2.5)	1	(1.1)	0	(0)	6	(1.6)
1~10 人	58	(28.7)	15	(16.5)	3	(4.1)	76	(21.0)
11 人~20 人	76	(37.6)	35	(38.5)	20	(27.5)	131	(35.7)
21 人~50 人	56	(27.7)	34	(37.4)	46	(63.0)	136	(37.1)
51 人以上	2	(1.0)	2	(2.2)	2	(2.7)	6	(1.6)
分からない	5	(2.5)	4	(4.3)	2	(2.7)	11	(3.0)
総計	202	(100.0)	91	(100.0)	73	(100.0)	366	(100.0)

平成 29 年 3 月末時点(制度改正後)の要介護度 3 の入所者数(入院者も含む)

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0 人	3	(1.4)	1	(1.1)	0	(0)	4	(1.1)
1~10 人	62	(29.7)	17	(18.3)	6	(8.3)	85	(22.7)
11 人~20 人	82	(39.2)	40	(43.0)	20	(27.8)	142	(38.0)
21 人~50 人	57	(27.3)	33	(35.4)	43	(59.7)	133	(35.6)
51 人以上	4	(1.9)	1	(1.1)	2	(2.8)	7	(1.8)
分からない	1	(0.5)	1	(1.1)	1	(1.4)	3	(0.8)
総計	209	(100.0)	93	(100.0)	72	(100.0)	374	(100.0)

(有効回答中クロス集計可能なもののみを集計)



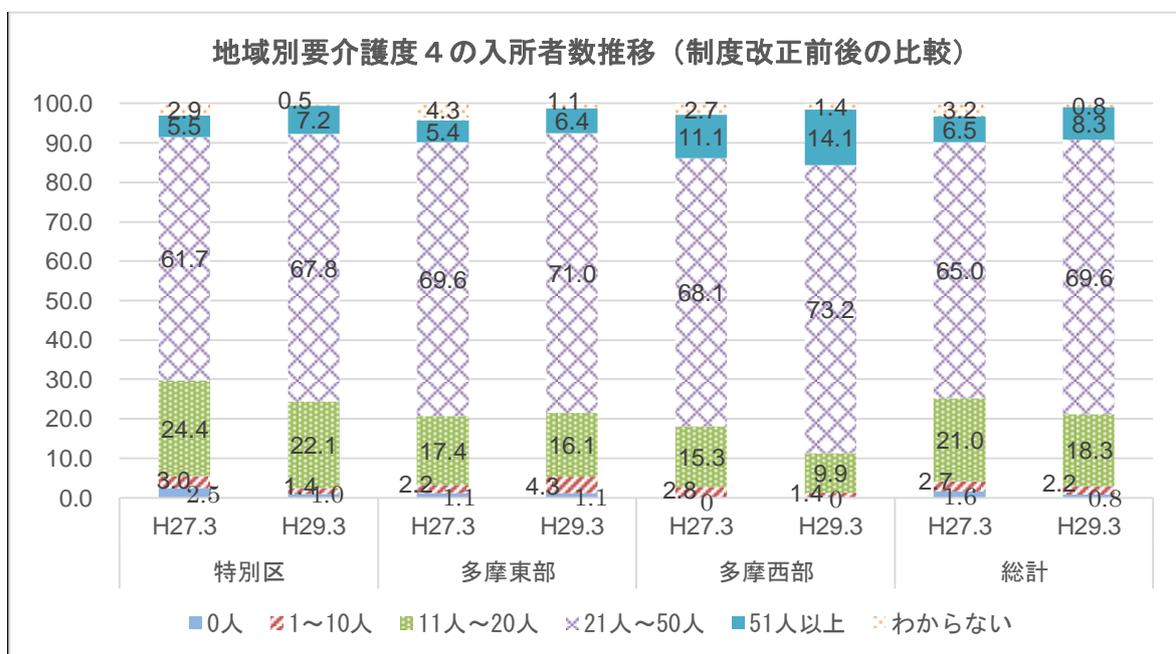
平成 27 年 3 月末時点(制度改正前)での要介護度 4 の入所者数(入院者も含む)

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0 人	5	(2.5)	1	(1.1)	0	(0)	6	(1.6)
1~10 人	6	(3.0)	2	(2.2)	2	(2.8)	10	(2.7)
11 人~20 人	49	(24.4)	16	(17.4)	11	(15.3)	76	(21.0)
21 人~50 人	124	(61.7)	64	(69.6)	49	(68.1)	237	(65.0)
51 人以上	11	(5.5)	5	(5.4)	8	(11.1)	24	(6.5)
分からない	6	(2.9)	4	(4.3)	2	(2.7)	12	(3.2)
総計	201	(100.0)	92	(100.0)	72	(100.0)	365	(100.0)

平成 29 年 3 月末時点(制度改正後)の要介護度 4 の入所者数(入院者も含む)

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0 人	2	(1.0)	1	(1.1)	0	(0)	3	(0.8)
1~10 人	3	(1.4)	4	(4.3)	1	(1.4)	8	(2.2)
11 人~20 人	46	(22.1)	15	(16.1)	7	(9.9)	68	(18.3)
21 人~50 人	141	(67.8)	66	(71.0)	52	(73.2)	259	(69.6)
51 人以上	15	(7.2)	6	(6.4)	10	(14.1)	31	(8.3)
分からない	1	(0.5)	1	(1.1)	1	(1.4)	3	(0.8)
総計	208	(100.0)	93	(100.0)	71	100.0	372	(100.0)

(有効回答中クロス集計可能なもののみを集計)



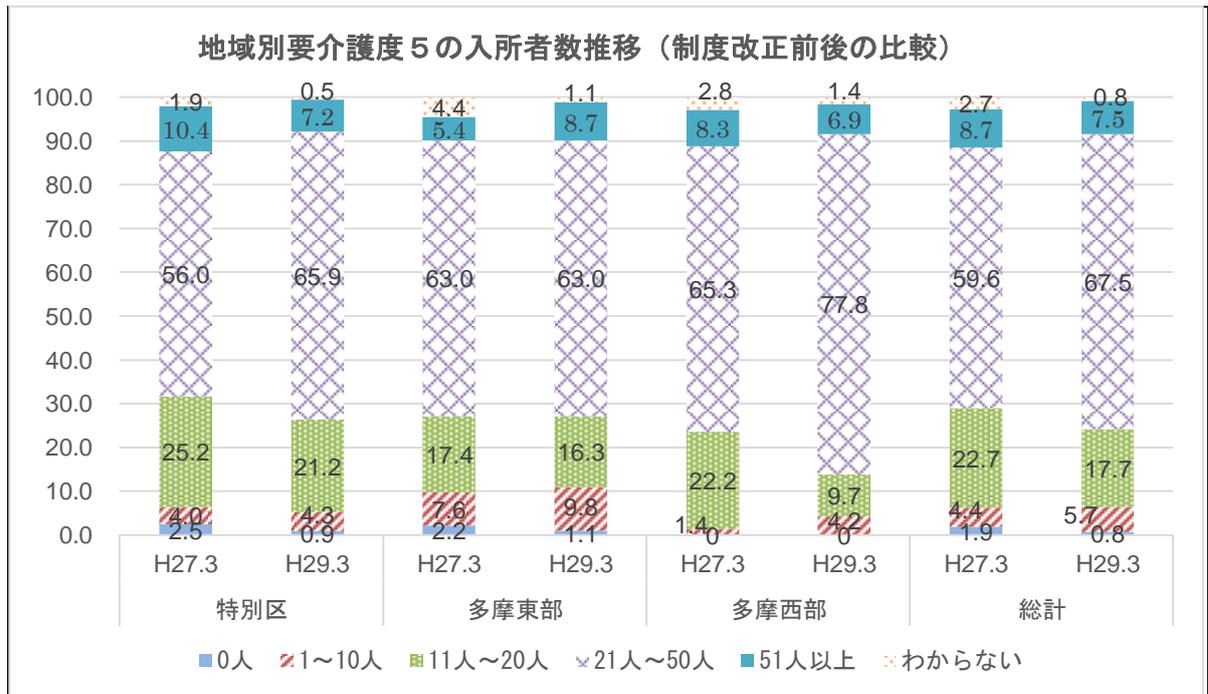
平成 27 年 3 月末時点(制度改正前)での要介護度 5 の入所者数(入院者も含む)

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0 人	5	(2.5)	2	(2.2)	0	(0)	7	(1.9)
1～10 人	8	(4.0)	7	(7.6)	1	(1.4)	16	(4.4)
11 人～20 人	51	(25.2)	16	(17.4)	16	(22.2)	83	(22.7)
21 人～50 人	113	(56.0)	58	(63.0)	47	(65.3)	218	(59.6)
51 人以上	21	(10.4)	5	(5.4)	6	(8.3)	32	(8.7)
分からない	4	(1.9)	4	(4.4)	2	(2.8)	10	(2.7)
総計	202	(100.0)	92	(100.0)	72	(100.0)	366	(100.0)

平成 29 年 3 月末時点(制度改正後)の要介護度 5 の入所者数(入院者も含む)

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0 人	2	(0.9)	1	(1.1)	0	(0)	3	(0.8)
1～10 人	9	(4.3)	9	(9.8)	3	(4.2)	21	(5.7)
11 人～20 人	44	(21.2)	15	(16.3)	7	(9.7)	66	(17.7)
21 人～50 人	137	(65.9)	58	(63.0)	56	(77.8)	251	(67.5)
51 人以上	15	(7.2)	8	(8.7)	5	(6.9)	28	(7.5)
分からない	1	(0.5)	1	(1.1)	1	(1.4)	3	(0.8)
総計	208	(100.0)	92	(100.0)	72	(100.0)	372	(100.0)

(有効回答中クロス集計可能なもののみを集計)



## 2-③ 日常生活継続支援加算の算定について

1) 日常生活継続支援加算は算定していますか？

選択肢		回答数	%
[1]	加算を算定している。	319	82.2
[2]	加算を算定していない。	68	17.5
[3]	わからない	1	0.3
合計回答数		388	100.0

### ① 日常生活継続支援加算を算定していないと回答した施設の

平成 27 年 3 月末時点の要介護度 1 の入所者の割合

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0 人	9	(32.1)	6	(37.5)	0	(0)	15	(26.3)
1 人～10 人	18	(64.3)	8	(50.0)	12	(92.3)	38	(66.7)
分からない	1	(3.6)	2	(12.5)	1	(7.7)	4	(7.0)
総計	28	(100.0)	16	(100.0)	13	(100.0)	57	(100.0)

### 日常生活継続支援加算を算定していないと回答した施設の

平成 29 年 3 月末時点の要介護度 1 の入所者の割合

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0 人	11	(35.5)	8	(47.1)	4	(28.6)	23	(37.1)
1 人～10 人	20	(64.5)	9	(52.9)	9	(64.3)	38	(61.3)
分からない	0	(0)	0	(0)	1	(7.1)	1	(1.6)
総計	31	(100.0)	17	(100.0)	14	(100.0)	62	(100.0)

(有効回答中クロス集計可能なもののみを集計)

### ② 日常生活継続支援加算を算定していないと回答した施設の

平成 27 年 3 月末時点の要介護度 2 の入所者の割合

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0 人	3	(15.7)	2	(13.3)	0	(0)	5	(10.9)
1 人～10 人	12	(63.2)	7	(46.7)	6	(50.0)	25	(54.3)
11 人～20 人	2	(10.5)	3	(20.0)	5	(41.7)	10	(21.7)
21 人～50 人	1	(5.3)	1	(6.7)	0	(0)	2	(4.4)
分からない	1	(5.3)	2	(13.3)	1	(8.3)	4	(8.7)
総計	19	(100.0)	15	(100.0)	12	(100.0)	46	(100.0)

日常生活継続支援加算を算定していないと回答した施設の  
平成 29 年 3 月末時点の要介護度 2 の入所者の割合

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0 人	2	(9.5)	3	(18.8)	1	(7.7)	6	(12.0)
1 人～10 人	16	(76.2)	13	(81.2)	8	(61.5)	37	(74.0)
11 人～20 人	3	(14.3)	0	(0)	2	(15.4)	5	(10.0)
21 人～50 人	0	(0)	0	(0)	1	(7.7)	1	(2.0)
分からない	0	(0)	0	(0)	1	(7.7)	1	(2.0)
総計	21	(100.0)	16	(100.0)	13	(100.0)	50	(100.0)

③日常生活継続支援加算を算定していないと回答した施設の  
平成 27 年 3 月末時点の要介護度 3 の入所者の割合

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0 人	2	(7.1)	1	(6.3)	0	(0)	3	(5.3)
1 人～10 人	4	(14.3)	4	(25.0)	0	(0)	8	(14.0)
11 人～20 人	13	(46.4)	4	(25.0)	3	(23.1)	20	(35.1)
21 人～50 人	8	(28.6)	5	(31.2)	9	(69.2)	22	(38.6)
分からない	1	(3.6)	2	(12.5)	1	(7.7)	4	(7.0)
総計	28	(100.0)	16	(100.0)	13	(100.0)	57	(100.0)

日常生活継続支援加算を算定していないと回答した施設の  
平成 29 年 3 月末時点の要介護度 3 の入所者の割合

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0 人	1	(4.3)	1	(6.3)	0	(0)	2	(3.8)
1 人～10 人	2	(8.8)	5	(31.2)	0	(0)	7	(13.5)
11 人～20 人	10	(43.5)	4	(25.0)	3	(23.1)	17	(32.7)
21 人～50 人	9	(39.1)	6	(37.5)	8	(61.5)	23	(44.2)
51 人以上	1	(4.3)	0	(0)	1	(7.7)	2	(3.9)
分からない	0	(0)	0	(0)	1	(7.7)	1	(1.9)
総計	23	(100.0)	16	(100.0)	13	(100.0)	52	(100.0)

(有効回答中クロス集計可能なもののみを集計)

## 2-④ 日常生活継続支援加算の要件について

### ① 日常生活継続支援加算の算定要件はどの項目で算定していますか？

選択肢		回答数	%
[1]	新規入所者総数のうち要介護度4、5の方が70%以上	174	54.2
[2]	新規入所者総数のうち認知症自立度がⅢa以上の方が65%以上	91	28.4
[3]	たん吸引等の医療行為を必要とする方が15%以上	11	3.4
[4]	二つの要件を組み合わせて算定している。	43	13.4
[5]	わからない	2	0.6
合計回答数		321	100.0

### ② 日常生活継続支援加算についての評価

選択肢		回答数	%
[1]	評価する	109	33.9
[2]	一定程度評価する	123	38.2
[3]	あまり評価しない	50	15.5
[4]	評価しない	22	6.8
[5]	わからない	18	5.6
合計回答数		322	100.0

### 日常生活継続支援加算について

日常生活継続支援加算を算定している施設は、388 施設中 319 施設(82%)に上った。日常生活継続支援加算の算定要件別に見てみると、要介護度 4・5 の要件で算定している施設が 174 施設(54.2%)となり、半数以上の施設が要介護度要件で加算を算定している。これに対し、認知症自立度の要件で算定している施設が 91 施設(28.4%)、医療行為の要件で算定している施設が 11 施設(3.4%)と、併せて約 30%にとどまった。

2-⑤ 「新規入所者の受け入れにあたっての優先事項について」

待機者リストの上位となった要介護度1、2の方の入所について何を優先しているか

	特別区		多摩東部		多摩西部		合計	
要介護度3・4・5といった 介護度を優先している	144	(67.0)	79	(83.2)	59	(78.7)	282	(73.2)
介護度に関係なく状況次 第で入所させる	53	(24.6)	15	(15.8)	15	(20.0)	83	(21.6)
わからない	18	(8.4)	1	(1.0)	1	(1.3)	20	(5.2)
総計	215	(100.0)	95	(100.)	75	(100.0)	385	(100.0)

(1) 地域ごとの割合を見ると、特別区では、「要介護度3、4、5を優先している」施設が67.0%と約7割で「要介護度に関係なく入所させる」と回答した施設は24.6%であった。多摩東部では「要介護度3、4、5を優先している」が83.2%、「要介護度に関係なく」が15.8%であった。多摩西部では「要介護度3、4、5を優先」とする施設は78.7%であり、どの地域も要介護度を優先していることが分かった。

①要介護度を優先して入所させていると回答した施設の平成27年3月末時点における要介護度1の入所者の割合

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0人	55	(41.7)	20	(26.3)	13	(23.2)	89	(33.3)
1人～10人	74	(56.1)	50	(65.8)	40	(71.4)	166	(62.2)
11人～20人	0	(0)	1	(1.3)	2	(3.6)	3	(1.1)
21人～50人	0	(0)	1	(1.3)	0	(0)	1	(0.4)
わからない	3	(2.2)	4	(5.3)	1	(1.8)	8	(3.0)
総計	132	(100.0)	76	100.0	56	(100.0)	267	(100.0)

要介護度を優先して入所させていると回答した施設の平成29年3月末時点要介護度1の入所者の割合

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0人	60	(44.8)	32	(43.2)	18	(32.7)	110	(41.4)
1人～10人	72	(53.7)	41	(55.4)	37	(67.3)	153	(57.5)
わからない	2	(1.5)	1	(1.4)	0	(0)	3	(1.1)
総計	134	(100.0)	74	(100.0)	55	(100.0)	266	(100.0)

②要介護度を優先して入所させていると回答した施設の平成 27 年 3 月末時点における要介護度 2 の入所者の割合

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0 人	14	(10.3)	4	(5.3)	2	(3.6)	20	(7.3)
1 人～10 人	108	(79.4)	53	(69.7)	36	(64.3)	200	(73.8)
11 人～20 人	8	(5.9)	13	(17.1)	14	(25.0)	35	(12.9)
21 人～50 人	3	(2.2)	2	(2.6)	3	(5.4)	8	(3.0)
わからない	3	(2.2)	4	(5.3)	1	(1.7)	8	(3.0)
総計	136	(100.0)	76	(100.0)	56	(100.0)	271	(100.0)

要介護度を優先して入所させていると回答した施設の平成 29 年 3 月末時点における要介護度 2 の入所者の割合

	特別区		多摩東部		多摩西部		総計	
0 人	20	(14.7)	10	(13.2)	1	(1.9)	31	(11.7)
1 人～10 人	111	(81.6)	61	(80.3)	43	(79.6)	215	(80.8)
11 人～20 人	3	(2.3)	4	(5.2)	9	(16.6)	16	(6.0)
21 人～50 人	1	(0.7)	0	(0)	1	(1.9)	2	(0.75)
わからない	1	(0.7)	1	(1.3)	0	(0)	2	(0.75)
総計	136	100.0	76	100.0	54	100.0	266	(100.0)

(2) 入所待機者リストの上位にいる待機者に対し、優先している項目について

要介護度を優先して入所をすすめていると回答した施設のうち 41.4%は平成 29 年 3 月末時点で要介護度 1 の入所者がいないと回答している。待機者リストの上位にいるにもかかわらず、要介護度を優先し、軽度者の入所、特例入所を進められていない。要介護度 2 の入居者については制度改正前の平成 27 年に比べ 0 人と回答した施設は 4.4%増加した。

2-⑥ 要介護度1、2の入所者、申込者の実態に関して 特養の入所基準変更(原則、要介護度3以上)に伴う待機者状況について

	特別区		多摩東部		多摩西部		合計	
待機者は増えている	14	(6.5)	8	(8.3)	3	(4.0)	25	(6.5)
待機者は減っている	130	(60.5)	63	(65.7)	63	(84.0)	256	(66.3)
変わらない	52	(24.2)	24	(25.0)	8	(10.7)	84	(21.8)
分らない	19	(8.8)	1	(1.0)	1	(1.3)	21	(5.4)
	215	(100.0)	96	(100.0)	75	(100.0)	386	(100.0)

ほぼすべての地域で待機者が減っていると回答し、多摩西部は 84.0%の施設が待機者減少を訴えている。特別区の 24.2%の施設は変わらないと回答しており、地域差が見られる結果となった。

2-⑦ 平成29年3月時点で、要介護度1、2で申し込みをされている方の特例要件について教えてください。

(※複数回答可)

選択肢		回答数	%
[1]	認知症であることで、日常生活に支障がある。	23	20.0
[2]	知的障害・精神障害などで、日常生活に支障がある。	1	0.9
[3]	家族等により深刻な虐待が疑われることにより、心身の安全の確保が困難である。	5	4.3
[4]	単身・同居家族が高齢又は病弱であることにより家族等の支援が期待できず、介護サービスの供給が不十分である。	13	11.3
[5]	その他	20	17.4
[6]	わからない	53	46.1
合計回答数		115	100.0

(1) 平成29年3月時点で要介護度1、2で入所している方の特例要件について教えてください。  
要介護度1の方で特例入所に該当する利用者

選択肢		回答数	%
[1]	認知症であることで、日常生活に支障があったため。	22	13.4
[2]	知的障害・精神障害などで、日常生活に支障があったため。	2	1.2
[3]	家族等により深刻な虐待が疑われることにより、心身の安全の確保が困難であったため	7	4.3
[4]	単身・同居家族が高齢又は病弱であることにより家族等の支援が期待できず、介護サービスの供給が不十分であったため。	30	18.3
[5]	その他	44	26.8
[6]	わからない	59	36.0
合計回答数		164	100.0

## 要介護度2の方で特例入所に該当する利用者

選択肢		回答数	%
[1]	認知症であることで、日常生活に支障があったため。	36	23.5
[2]	知的障害・精神障害などで、日常生活に支障があったため。	3	2.0
[3]	家族等により深刻な虐待が疑われることにより、心身の安全の確保が困難であったため	5	3.3
[4]	単身・同居家族が高齢又は病弱であることにより家族等の支援が期待できず、介護サービスの供給が不十分であったため。	26	17.0
[5]	その他	36	23.5
[6]	わからない	47	30.7
合計回答数		153	100.0

## 2-③ 特例入所該当者の退所の実態について

(1) 貴施設で平成27年4月から平成29年3月末までに更新認定等で要介護度1、2となり、特例要件に該当せず退所された方はいますか？

選択肢		回答数	%
[1]	退所された方がいた。	12	3.2
[2]	退所された方はいない。	353	93.6
[3]	わからない	12	3.2
合計回答数		377	100.0

(2) 退所された方のその後の居場所について教えてください。

選択肢		回答数	%
[1]	自宅	4	15.4
[2]	病院	2	7.7
[3]	老健	1	3.8
[4]	有料老人ホーム	5	19.2
[5]	サービス付き高齢者住宅	0	0.0
[6]	グループホーム	1	3.8
[7]	ケアハウス	0	0.0
[8]	養護老人ホーム	0	0.0
[9]	軽費老人ホーム	0	0.0
[10]	その他	3	11.6
[11]	わからない	10	38.5
合計回答数		26	100.0

(3)更新認定で要介護度1、2となった利用者の、当該保険者の対応について教えてください。

選択肢		回答数	%
[1]	保険者は要介護度1、2になった利用者の特例入所手を勧める。	74	20.4
[2]	保険者は要介護度1、2になった利用者の退所手を勧める。	16	4.4
[3]	保険者は施設の判断に任せている。	202	55.6
[4]	わからない	71	19.6
合計回答数		363	100.0

「保険者は要介護度1、2になった利用者の退所手を勧める」と回答した施設は4.4%。特例入所者に対する事務取り扱いについては自治体により異なることが調査から明らかになった。

(4)退所されなかった方の特例入所の要件を教えてください。

選択肢		回答数	%
[1]	認知症であることで、日常生活に支障があったため。	26	15.7
[2]	知的障害・精神障害などで、日常生活に支障があったため。	3	1.8
[3]	家族等により深刻な虐待が疑われることにより、心身の安全の確保が困難であったため。	1	0.6
[4]	単身・同居家族が高齢又は病弱であることにより家族等の支援が期待できず、介護サービスの供給が不十分であったため。	37	22.4
[5]	行政との調整により退所しなかった。	10	6.1
[6]	わからない	42	25.5
[7]	その他	46	27.9
合計回答数		165	100.0

## 7. 考察

### (1) 入所申込者の傾向

要介護度1の申込者数について、いずれの地域も申込者が0人、10人未満の施設が制度改正後に増加している。特に多摩西部に関しては申込者が0人と回答した施設は約2倍となっている。このことは要介護度2の申込者についても同様である。

軽度者に限らず、全体の申込者の減少は多摩西部、多摩東部で顕著であるが、要介護度1・2を軒並み入所対象者から外したことによる影響は大きい。一方要介護度4、5の重度者に関して言えば変化は見られていない。

### (2) 入所者の傾向

平成27年(制度改正前)の要介護度1の入所者数について0人と回答した施設は全体の約33%、制度改正後には約42%に昇った。東京都内の約42%の施設に要介護度1の入所者が存在しない現状が明らかとなった。東京都内の特養の約42%の施設が要介護度1の入所者がいないと回答していることについて、状態変化や区分変更、入所者の入退所等による「一時的な要因」であるともいえるが、アンケート調査の結果と自由記述の両面から鑑みると軽度者の入所は加算取得と関連しており、このことが軽度者の入所における課題となっている。また、特例入所者制度について「行政の判断によるものである」、「行政の特例認定がなされていない」ことが自由記述で多く指摘されており、施設が特例入所者の数、実態を把握できていないこと、行政との乖離があることが、課題要因の一つであろう。

### (3) 日常生活継続支援加算における課題

日常生活継続支援加算を算定している施設は388施設のうち319施設、約82パーセントの施設が加算を取得している。当該加算は要介護度4、5の入所者について算定され要介護度3の新規入所者については算定されない。要介護度3の待機者の割合を見ると日常生活継続支援加算を算定していない都内の施設68施設(有効回答数52)において11人以上が17施設、21人以上と回答した施設は23施設、51人以上と回答した施設は2施設存在した。このことと自由記述の両面から考察すると、特養入所基準が原則要介護度3以上とされてはいるものの、都内の68施設での受け入れは行われてはいるが、日常生活継続支援加算を取得している大半の施設では要介護度3の待機者は敬遠されていることが分かる。実際に自由記述で述べられているとおり要介護度3の待機者にとっての入所は狭き門であると言える。

### (4) 今後の課題

本調査では、量的分析(統計結果)を中心に行っており、質的分析(自由意見)までは、十分に調査することができなかった。本来であれば、量的分析と質的分析を絡ませながら考察していくべきであるが、時間の制約もあり量的分析を中心に行った。そのため、巻末に自由意見をすべて掲載してあるので、ご覧いただければ幸いである。自由意見を読み解くと介護現場の「葛藤」・「苦慮」している側面が読み取れる。今後、このような質的分析も一定の体系化ができることが課題として残る。

## 8. ソーシャルワークヴィジョン検討小委員会からの発信と提言

### ① 軽度者の入所基準見直し

特養の入所基準を要介護度のみで判断するのではなく、ご本人の置かれた状況や認知症の症状について再度検討し、入所基準における見直しを図るべきである。

特養の入所待機者の減少は平成 27 年度の改正の影響が大きく、軽度者であっても施設入所が必要な高齢者は存在する。少なくとも要介護度 2 の高齢者の実態を早急に調査することが喫緊であり、同時に特例入所者要件の緩和と申込者への適切な施設入所の案内を再度見直すことを求めます。

### ② 生活相談員のマネジメント力及びソーシャルワーク機能の向上

社会福祉法人の特養はセーフティネットとしての機能、責務があることは言うまでもない。しかし昨今の介護報酬の度重なる引き下げや、本調査にある日常生活継続支援加算のような算定要件が足かせとなり、本来のソーシャルワーク機能が阻害されている現状が本調査から明らかとなった。軽度者への施設入所と施設経営のコーディネートについて生活相談員がバランスを維持しながらソーシャルワーク機能を発揮していくよう今後もさらに取り組みを強化するべきである。

### ③ 日常生活継続支援加算等、介護報酬の見直しについて

施設の現状として、経営を意識した入所調整をせざるを得ない。しかし、要介護度 2, 3 と軽度者であっても独居や認知症により在宅生活を営めない高齢者も存在し、速やかな施設入所を必要とする高齢者少なくない。そのような中で要介護度 4, 5 の入所者に対する加算の算定要件は適切とは言えない。介護度では拾えない環境や、支援状況、ニーズについての評価が必要である。日常生活継続支援加算について実態に即したものとなるよう見直しを求めます。

## 9. 本調査のまとめ

今回の調査結果は回収率 80%以上と関心の高い結果となった。都内特養の軽度者が 0 人という施設は 42%に昇り、軽度者が入所できない状況と同時に多くの特養が経営と介護のバランスの困難さに直面していることが本調査では明らかとなった。

本調査では軽度者に対する特養の傾向は把握できるが、正確な施設経営や、軽度者の状態を把握していくには今後もより深く掘り下げた調査が必要である。

調査に協力して下さった都内施設の生活相談員が抱えるケースや、経営との狭間で日々奮闘している自由意見を記載した。是非一読してほしい。

末筆になりますが今回の調査にご協力いただきました施設、生活相談員の皆様に深く御礼申し上げます。生活相談員研修委員会ソーシャルワークヴィジョン検討小委員会は今後も更なる調査を行い、ソーシャルアクションに繋げて参ります。

生活相談員 職員研修委員会  
ソーシャルワークヴィジョン検討小委員会一同

## あとがき

本調査に携わらせていただき、あらためて明確になったことは、ソーシャルワーカー（社会福祉士等）が日々の業務の中で感じている疑問・課題・問題点など、客観的に明確にしていくことも重要な責務であるということだ。

雑多な業務の中で、ソーシャルワーカーは「何が問題であるか」を見失うことがある。今回の特別養護老人ホームにおける入所要件変更においても、特例要件として要介護度1及び2の入所がしづらくなっている点など、「何となく」感じているソーシャルワーカーも少なくないであろう。

その意味では、本調査研究にソーシャルワーカーが関わることで、日頃の疑問を問いながらソーシャルワーカーとしての責務を果たすことが間接的な相談援助のプロセスであると考えられる。

援助者は、利用者の対人援助の外、その環境（制度・社会）を変えていく役割・責務もある。このような調査研究を通して制度が変革していく一助となるきっかけづくりが、ソーシャルワークの一部であることを認識できる。

結城康博（淑徳大学 総合福祉学部 教授）



## **調査結果(自由記述 抜粋)**

### 入所全般おける自由記述

- ・特に変化は生じていない: 11件
- ・申込者そのものが減った: 2件
- ・要介護度1・2の方の申込みが減った・無くなった: 12件
- ・要介護度1・2の方が申請者リストに掲載されない・上位に無い: 5件
- ・(日常生活自立支援加算の要件で)要介護度4・5の方を優先している・要介護度3の方の入所は控えている: 30件
- ・自治体が名簿管理のため要介護度4・5の優先入所はできない・緊急性の高い方や要介護度1・2の方でも入所の必要性があれば説明し受け入れしている。: 9件
- ・重度者が増えたことで職員の負担も増えた(異食や転倒の事故件数が増えた等): 7件
- ・重度者が増えたことで入所期間が短くなった・空床期間が長くなった: 6件
- ・要介護度3の方の家族が今後要介護度1・2になってしまった際にどうすればよいか不安を訴えられている。
- ・要介護度1・2で申込みをしている方からどうしたら良いかと相談を受けた。
- ・要介護度4・5の方に声かけしても「まだ在宅で」と返事をされ断られるケースが大半。
- ・要介護度3の待機者が多く経営が苦しい。
- ・重度者に声を掛ける機会が増えたが状態が安定せず受け入れできないケースが増えた。
- ・要介護度1・2の方でも入所の必要性が高い方も多数いるが、最終的には行政による書類判断で入所を断っている。人権という視点の欠落だと思う。
- ・軽度者でもその方の置かれている状況での問題により在宅生活が継続困難というケースも増えている。特に自宅での生活が困難なケースが多いと思われる。
- ・最近2年間は待機者が2~3名程度で待機者が常にいない状況。東京都内での入所待機者の地域別格差について本気で考えてもらいたい。

### 特例入所要件に関する入所申込について自由記述

- ・待機者リストは保険者が管理しており、特例要件を把握することはできない
- ・施設に来る申込者の情報はAランク者だけのため、要介護度1・2の方はAランク者におらず、わからない
- ・該当者なし
- ・制度改正前より申込みを継続しており、特例要件に該当するかどうかは不明
- ・入所申込みをしていたが、要介護度1であったため、しばらくショートステイを利用していた。
- ・区の判定基準を満たさないため
- ・特例要件に該当しない方でも、将来家族の高齢化や要介護度の重度化を見越して、早めに申し込みをされる方もいる
- ・実際には書いたもの勝ちであり、該当するかどうか明確な判断基準や確認方法が申込み時点ではないので戸惑いが生じる。
- ・要介護度1・2の方が、区分変更中に申請しているケースがある。
- ・行政からのリストはあるが、要件については順位に応じ個別のシートをいただけない場合がある

ため6を選択。

- ・申し込み者の中には特例要件に当てはまる方はおらず、特例入所の該当ではない
- ・その他として、低所得等の理由で特養(多床室)以外利用できない。身寄りがなく後見人がついている。グループホーム入所中だが退居後の行先がない、自宅を処分し戻るところがない、独居である、自宅を引き払わなくてはならない、など
- ・通常の申請とは異なり行政が虐待認定をする会議で虐待ケースと認定された方のみが虐待ケースとして措置、措置相当として通常入所とは別枠の扱いになります。
- ・通常の入所申請リストには収載されません。
- ・平成27年3月以前の申込者44名、包括支援センター、ケアマネジャーの協力を得て実態把握をしたが要件に該当する方はいなかった。平成27年4月以降1名の申込みあり、要件の該当なし。平成29年3月末現在で、要介護度変更等の情報を申請者及び関係者から得た以外は確認できていない。
- ・5の要介護度1・2の方は制度変更前でリストから削除されていない方
- ・施設で決めている条件はなく、行政(区)と連携する
- ・行政の判断による
- ・(その他として)サービスの利用が限度額9割以上の方
- ・目黒区では区が一括して申し込みを受け、施設はその一部の要介護度は把握できるが、詳細情報については直近にならないと受け取れない。よって、要件については不明。
- ・待機者上位の資料しかないため、要介護度1,2の申込者がいるのか、また特例要件については不明である。
- ・申し込みがない
- ・[5]については、平成27年4月以前申し込みの方に関しては、更新結果で要介護度が変更する可能性がある為、名のみ残している。
- ・具体的に入所調整に入るまで、理由を確認していない。
- ・申し込みの制限はしていないため
- ・有料老人ホームに入っているが、2年以内に預金が尽きてしまうということを特例の事由とする方もいた(行政はとりあえず申込を受けよとの指示)。
- ・50位以降の詳細は保険者より情報提供なし。
- ・区からの入所順位名簿のみ(200番以降については)のため、特例要件不明ですが、区で特例要件を定めているため、その要件にあった場合が特例要件となっています。
- ・上記1~4も該当と考えるが、申し込みについての説明書では、「要介護度1・2の方でも、居宅で日常生活を営むことが困難な方などは、特例的に申込対象とします」と記載している。

#### 特例要件に該当した場合(自由記述)

- ・入居時要介護度3で施設ケアで認知症が落ち着き更新判定では要介護度2も他は1になるケースがあります。その場合の理由も認知症に該当しています。
- ・今後該当しそうな方については、「家族等により深刻な虐待が疑われることにより、心身の安全の確保が困難であったため。」「単身・同居家族が高齢又は病弱であることにより家族等の支援が期待できず、介護サービスの供給が不十分であったため。」のいずれかに該当するだろうと考えている。地域包括支援センター及び板橋区おとしより相談センターが連携して関わっており深刻な状況や

#### 緊急性を要する事案など

- ・措置制度からの入所者
- ・該当者なし
- ・要介護度 1・2 の利用者はいますが、全て制度改正前から入所中の方であり、制度改正後に特例入所された方はおりません。
- ・山間部で夫婦 2 人で生活している。在宅では生活ができず、要介護度 4 が出て、入所して状態回復で要介護度が下がり、特例入所になってしまっているが、自宅に帰ることが無理になっている。こんな高齢者が地域に非常に多くいます。
- ・要介護度 1 の申込者はいない。
- ・要介護度 1・2 いずれの方もご入居後に要介護度 3 以上から 1・2 になられた方です。(ADL の変化はなし。)
- ・平成 27 年 4 月以降の入所者で要介護度 1・2 の方はいません
- ・特例入所として入所している利用者がいない。
- ・制度改正前に入所されているため
- ・要介護度 2 の方は入所されていません
- ・施設への直接申し込みについては、申込書を入所検討委員会で検討、4 要件に当てはまるかどうかの判定を行い、不可であれば理由を付して返送している。他区名簿による場合は、区として特例入所を依頼することを確認の上入所調整を行う。
- ・要介護度 1・2 の方の特例入所はなし
- ・制度改正前に入所された方である。施設で生活を継続されてきて直近での介護認定審査で要介護度が以前より軽度になってきている方も出てきている。
- ・生活・経済状況に著しい問題があったため。
- ・今までに特例入所として入所された方はいません。制限をしている訳ではないですが、結果としてそのようになっています。
- ・キーパーソンが遠方に住んでいる。
- ・入所直前に要介護度が要介護度 3 から要介護度 2 に変更となったものの、本人の状態、家庭状況を考慮し、むげに入所を拒否する事が出来ないと判断したため。
- ・入所中の更新で介護度が下がり特例入所となったケース。
- ・通常の申請とは異なり行政が虐待認定をする会議で虐待ケースと認定された方のみが虐待ケースとして措置、措置相当として通常入所とは別枠の扱いになります。通常の入所申請リストには収載されません。
- ・平成 27 年 3 月末 リスト上待機者 498。平成 29 年 3 月末 リスト上待機者 223
- ・入所後に要介護度が改善された方で、要介護度 1 となるも在宅での生活が困難な為、特養入所を継続されている
- ・行政の判断による
- ・区が認めない為、特例入所の事例がない
- ・現在、特例要件で入所している方はいない。
- ・要介護度 1 は不在
- ・入所中の方は制度改正前からの方で、1・2・4 等に該当したり、入所生活後の居住場所を処分した

方等がある。新たに要介護度 1・2 の方の入所は現時点でなし。

#### 特例要件に該当した場合の自由記述

- ・特例要件に該当せず更新認定で要介護度 2 となった。
- ・要介護度 3→1 今後の話し合いを行っている途中に精神科へ長期入院となった。
- ・要介護度 2 で入所されていたが、家族から自宅にて同居したいと申し出があり退所となった。自宅改修のため、改修中は有料老人ホームへ入所となった。
- ・施設も自治体も特例入居の該当と判断したが、最終的に家族が在宅介護を希望され退居となった。
- ・ご家族で介護できる事となりました。
- ・施設では該当としたが、本人の希望で退所となった。
- ・当法人の利用者がケアハウスに移動されたがご家族の都合で毎月の利用料金が低額な他の県の有料老人ホームへ移動された。

#### (自由記述)

- ・改正以前からの入所である為
- ・当施設でも不本意ながら要介護度 2 と判定された方がいる。とても退所できる状況ではないため引き続き入所されている。保険者が施設の判断に任せてくれているところは有難く思っている。
- ・該当者なし
- ・帰る家がないため。在宅生活困難のため。
- ・要介護度 1 又は 2 になった方がいなかった。
- ・平成 27 年 4 月～29 年 3 月で更新認定で要介護度 1・2 となった方はいるが、27 年 4 月の制度改定前に入所した方。よって、上記設問の 4 は、仮にあった場合は以前説明を受けたときの内容から当該保険者はこうであろうという推測で答えました。設問 5 は、制度改定前に入所した方で、要介護度 1・2 となった方の状況として答えています。
- ・対象者がまだいない。市内の他施設では要介護度が 1・2 になった場合特例入所の手続きを進めたと聞いている。
- ・特例入所に該当するか、行政に意見を求め、施設で臨時入所判定委員会を開催し、該当する場合は入所継続。該当しない場合は退所・更新で要介護度 1 や 2 になって退所の対象になったというケースが、まだ今のところ出ていません。区分変更を行い要介護度 3 となった。
- ・要介護度 1・2 になった方はおらず、対応したことがない。
- ・明らかに認定結果と生活実態に乖離があったため、区分変更申請を行い、結果、要介護度が 3 以上となった。
- ・区分変更申請をし要介護度 2 から要介護度 3 以上になった
- ・特例入所要件の方の受け入れはしていないので設問 5 は回答できなかった。
- ・特養申請はご本人の状態だけでなく、家族や住宅環境も加味されるので「ADL が改善されたら退居」という訳にいきません。
- ・特例に該当していなかったが、最終的には施設の判断で入所を継続させた。
- ・制度改正を受けて原則的には入所前調査において更新認定で要介護度が 2 以下になりそうな方は入所していないので、制度移行後、更新認定で要介護度 2 以下になる方がいない。そのため、

退所の対象となる方もいなかった。

- ・入所後の更新認定で要介護度 1・2 となった方は特例入所となる解釈はしていない。制度改正とはいえ要介護度が軽くなったからといって在宅復帰は現実的ではない方がほとんど。
- ・当施設では更新認定で要介護度 1,2 となった方がいない為、5)は選択しない。
- ・昨年度末に自治体へ確認を行った所、原則的に退所手続きを勧め、特例入所要件での入所継続者はいないと返答があった。
- ・平成 27 年 4 月以降入所された方で要介護度 2 又は 1 になった方はいない為
- ・4)の設問は、特養入所の理由を市に報告して、市にも関与していただく形なので、どれにも該当せずに [4]「わからない」を選択しました。
- ・保険者は一度入所した方の在宅復帰に消極的。
- ・行政の判断で区分変更申請を 2 回行い要介護度が 3 以上となったので継続して入所となった。区分変更申請中は要介護度 2 で請求していた。
- ・再度区分変更をかけてそこから考えていく。
- ・入居時特例入居で入居された方が介護保険更新の際、要介護度変わらず、その時の本人の家族の状況が入居当時と変わらないため、行政に特例入居の意見書を提出し検討した。
- ・改正前からの入所のため、すでに家がない。本人も特養での生活を希望している。退所場合、区がマッピングを作成する予定であったが個別の問題になるので 1 件 1 件包括に相談が必要とのこと。
- ・キーパーソンの方が遠方に住んでいる。
- ・配偶者(要介護度 5)も入所しており、夫婦で同じ施設であることで精神的安定がはかれているため。経済的な理由から他施設での生活が困難なため。
- ・声掛けや見守り程度ではあるが、常時職員による介入により精神的・身体的に安定した安全な生活が遅れているため。
- ・要介護度 4 の人が要介護度 1 になってしまいました。行政と相談し、再度更新認定のやり直しをして、要介護度 2 を取りました。施設に入ると安定して生活できてしまうので、要介護度 2 でも 1 の判定が出てしまう事があるようです。
- ・在宅の要介護度と施設での要介護度の調整が必要ではないでしょうか。
- ・家族の介護力などの問題があり、退所に至らなかった。
- ・行政は特に調整等も行わず施設に任せている状況。
- ・要介護度が 1,2 になっても、現実的に在宅に戻ることは難しいため、特例入所にせざるを得ない状況です。場合によっては、再認定の手続きを取ることもあります。
- ・退所するとしても家族が同居できないケースが大半であり、そのような方が次の入居先の手続きや資金の準備また受け入れ先の審査等を考えると現在の日本で一度特養に入居された方が退去し同じレベルでの生活を継続していくにはハードルが高すぎると思う。
- ・ベッド契約を結んでいる保険者の姿勢として、要介護度の改善により退所を勧めることはしないことがほとんどである。
- ・目黒区は入所中の方については退所を促さない、とのことである。
- ・市に相談したが、「身寄りのない場合、そういった方の受け皿がない」旨の説明があり、特例申請の上入所を継続する事となった。

- ・特養入所時は以前に住まっていたところを引き払って入所される方が多く、いざ退所となった際に、どこに住むかということが問題となる(家族等と同居ができず入所されている方が多いので)。
- ・要介護度5から要介護度1になった方がいた為、行政に相談したが、特に特例申請せずとも、施設の判断で入所継続で構わないとの回答だった為、特例入所申請は行わず、[1][4]の理由により、そのまま入所継続と判断した。
- ・元々、特養入居の必要性があり、保険者による優先入所順位の高い方から受け入れている。入居以前の生活に戻る事が出来る方などいないのが現状、既に帰所なしの方も多い。
- ・区分変更をかけました。結果に納得いかなかったので…。

#### 日常生活継続支援加算について(自由記述)

- ・加算として対価が得られるのは良いですが、本来特養の対象者はほとんど日常生活支援加算の内容を旨とする傾向にあります。加算ではなく、報酬そのものに加えてほしいと思います。
- ・介護報酬がトータルで減少する中で、本来の特養の役割を果たすために、努力している施設について加算(額もそれなりに大きい)を付けることは評価してもよいと思う。ただし、金額はそれなりに大きいといっても、介護職員の処遇を改善するには程遠い額でもある。
- ・加算率が高く、経営上非常に重要である。
- ・この加算がないと事業運営できない収支状況になっている。それは当施設に限ったことではなし某大学教授などは、これを知ってか知らずか特養で軽度者切り捨てのようなことを話している。このように実態から離れた発言により特養が批判の対象になるのが納得できない。ルールに則って運営していても批判されるような制度は改善してほしい。
- ・単位数が大きく、運営にかかる収入としてはなくてはならない状況である。
- ・特例入所や措置から契約に至った方については新規入所の要件からは外すべきだと思います。また新規入所ではなく、現在入所中の方の平均要介護度等を算定要件にしてもらえれば施設としてはありがたいです。
- ・この加算をもらえないと、運営が持たない、加算を算定しても施設単独では赤字決算になっている。
- ・[1]の要件で加算算定をしているが、特養入所が必要な状況の要介護度3の方のなかなか入所案内ができない。
- ・社会的な使命では特養の重度化、療養型化していかなければならないことは理解しつつも、介護職は減り、入居者は重度化していく → 今まで取り組んできた‘生活の場’という感覚が薄れてきているように感じます。あるスタッフは「今の特養は‘生活の場’ではなく病院みたいで、特養で働いている感じがしない…」と話していました。
- ・重度の状態が入居された方は、苑内で過ごす期間も短くなってきており、以前に比べると職員との距離感も遠くなってきたようにも感じます。(※特に看取り期の対応をしていると…。)
- ・フロアー全体的なバランス(職員配置と介護量のバランス)を取るためには要介護度3の方も必要ではないかと思う。
- ・入所基準を要介護度3以上としたのだから、それだけで重介護者。要介護度5・4と要介護度3とで区分するのが間違えており、結果として施設経営を圧迫している。施設が要介護度5・4を選んでいるとの報道があったが、実際は要介護度5・4の方は殆どいなく、要介護度3の方ばかりである。今後、本加算を維持するためには、認知症か医療行為で算定するなどのシフト変更が必要である。

- ・[1]の要件で算定しているが、区の入所基準と合致しない部分もあると感じている。
- ・日常生活継続支援加算で収入が増えることは評価するが、できれば介護報酬単価自体を増額してもらいたいし、この加算を取る為に要介護度3の特養入所が敬遠されることになると思う。
- ・“日常生活継続支援加算を算定しようとする”と要介護度3の方を入所候補から弾かなければならず、要介護度3の方は事実上宙に浮いてしまうことになる。
- ・算定条件を要介護度3~5にするべきだと思うので、実態に合った評価できる加算だとは思えない。
- ・日常生活継続支援加算は単位数の大きい加算なので取らないと運営が成り立たない。しかし、要介護度3の人が埋もれてしまうのではないかと危惧している。
- ・今後の介護業界を考えたら、加算を増やすのではなく基本報酬自体を見直す(増額)して頂けないと、いずれはすべての施設が共倒れになると思います。改訂の都度、施設の収入は減る一方だし、介護人材に関しては紹介会社が間に入り職員の確保にも人件費以外に莫大な手数料が発生します。その紹介された人材もほぼ続かずに入りの出入りがあるため手数料が増えるだけで人材は育成できない状況です。
- ・要介護度4又は5に限定しているが、特養の入所要件は要介護度3以上となっている事に矛盾している。単位数を増やしていただきたい。
- ・昨年度入所した人の9割が要介護度4.5
- ・要介護度3で緊急性のある方も施設方針で受け入れられない。また、要介護度4・5の利用者ばかり入所する為現場の負担が大きい。
- ・単位数に関しては高いので評価しますが、この加算が重度者対応、要介護度4・5の方の取り合いを誘因していると考えるので、その点は評価しません。また、行政によっては認定調査資料を開示しない、開示に事務手数料がかかる等、その点は改善していただきたい。
- ・施設の努力に対する加算と思われるが、算定要件が少し厳しいのではと思います。特に、要介護度4・5の方、認知症自立度がⅢa以上の方を施設同士が取り合うようになっている。
- ・地域的に待機者減少しており、要介護度4以上の安定している方は取り合い。要介護度4・5の割合では数値キープできず、認知症自立度へ方向転換している。ただし、徘徊など対応が大変になってきている。介護量が偏る。要介護度3、Ⅱ以下は敬遠、特例入所はとれない。
- ・評価するしないとはどういうことなのか分かりませんが、この加算を取得できるか否か(介護福祉士数で)は施設経営に大きな影響があると思いますので、出来ることなら取得したいのが本音ではないでしょうか。
- ・要介護度で加算を算定していますが、施設の収入にとっては非常に大きな加算であるため、算定できるようにせざるを得ない。要件に当てはまるような方を優先的に入所していただいている。
- ・加算がつくこと自体は施設を運営する上でありがたいが、6か月以内の新規入所者の状態に依る加算である以上、事実上要介護度3以下の利用者の入所を制限せざるを得ない。
- ・これで良いのか疑問に思う点もある。
- ・新規入居者に絞られ、定員数の少ない地域密着型特養では、入退居が少ないため、算定要件が厳しいものになっている。
- ・認知症自立度がⅢa以上の根拠となる、主治医意見書等の取得が困難。認知症自立度がⅢa以上あると思われる利用者が、根拠となる資料ではⅡb以下となっている事がある。認知症自立度Ⅲa以上の判断基準が医師によってばらつきがある。医師より、認定調査員の認知症自立度の判断の方

が妥当な事が多い。

- ・施設運営の観点から考えると加算取得は必須かと思われる。しかし、その為に特例入所や要介護度3の方の受け入れが疎かになっているのは問題であると思う。自施設では施設の受け入れ状況を勘案しながら要介護度3の方の受け入れを行い、地域におけるセーフティネットの役割を果たそうと努力している。
- ・重度要介護者の入居受け入れがほとんどなので加算をいただいても元々の人員配置が少ないので、現場スタッフが疲弊し退職をしてしまいます。
- ・職員の給与を少しでも確保するためには、加算を取っていくしかない。
- ・新規入居者のうち要介護度4・5の割合を70%以上から、60%以上へ変更すべきである。
- ・前の基準に戻してほしい。
- ・要介護度3の方は入所ににくい。
- ・状態の重い方を受け入れた施設に対する評価、という面は認めるが、平成27年度改正により基本報酬部分が大幅に下がっており、この加算を取らざるをえない。心身共に重度の方をこれだけ受け入れつつ、尊厳に留意しかつ怪我のないように安心して生活して頂くことがはたして可能なのか。使命感ややりがい、という言葉で済まされてはたまらない。
- ・施設独自の入所要件が日常生活継続支援加算をとっているがために限定されがちである。
- ・改正後、事実上努力加算がなければ安定した運営難しいのは事実であり、日常生活継続支援加算は大きい。しかしこの加算を取るが故に施設内は重度化し、活気が減り、生活の場としてのバランスが崩れているように思う。職員の負担は大きくなり疲弊しきっているように思う。また、要介護度1～3の方の入所が困難となり、認知症で一番大変な時期を在宅で支えなければならなくなっているのも事実だと思う。
- ・調査方法は統一(共通)だと言いながらも調査員の技量で判定結果に差が生じ、要介護度3と要介護度4・5では入所までの待機時間に差ができてしまう。
- ・都内施設では人材不足等で派遣職員の利用等により人件費が高騰しているため、この加算は経営上非常に重要となっている。そのため、加算に影響してしまう要介護度3以下の方の入所がかなり難しくなっている。しかし、状況的には特養入所が必要な要介護度3以下の方々もおり、現場では制度の矛盾を感じている。
- ・新規入所者のうち、要介護度4・5の方が70%以上という基準を維持するために本当に必要としているご利用者の入所が控えることにならないか。在籍者のうち、65%以上などの以前の基準の方がよいと思う。
- ・算定要件を満たすことが厳しい。例えば、半年間で新規入所が3件しかない場合、要介護度3の人を1人入れてしまうとそれだけで算定要件を満たせないのが、必然的に要介護度3の人は入りにくくなってしまふ。
- ・加算内容は魅力だが手続きは複雑極まりない。
- ・[1]日常生活継続支援加算を毎月算定できるわけではなく、その都度東京都への書類作成と提出が煩雑。[2]重度者を入所させる事で加算をつけるが、人件費を賄える程ではない。[3]認知症自立度が実態に合っていない場合がある。軽度に判定されている。
- ・施設の経済的理由により要介護度1と2の方は「やむを得ない措置」のみ受けている。また、入所時要介護度3以上でも、入所後の更新介護認定の更新で、要介護度3以下になると思われる場合は、

「やむ措置」に該当要件がない方は、入所を見合わせている。施設に入所すると、ハード面で整っているため、要介護度が軽くなることもあるため。一度入所すると、家族がいる方でも要介護度が 1 または 2 になったからと退所後の受け入れは難しい。

- ・制度移行で要介護度 3 以上の入所となったが、加算算定要件で要介護度 4・5 の方をメインにご案内せざるを得なくなっている。認知症自立度での算定となるなどの時点の判定を用いるのか、入所時に分かる方と分からない方がいるため判断に苦慮している。
- ・新規利用者の重度化によって生活の場が成り立たなくなった。要介護度 3 で認知症による周辺症状がある方の入所が進めにくくなった。
- ・要介護度 3 の方に入所していただくためにも認知症自立度を入所前に知りたいが、区からは教えてもらえないので対応に苦慮している。
- ・[2]は入所前に把握が難しい。[3]は現実的に当施設では考えられない。以上から、[1]での算定を行っている。結果、要介護度 3 の方の入所が困難となる可能性が考えられる。今後、現行加算の新要件や新たな加算の検討も必要ではないかと考えられる。
- ・ここ何年かの介護報酬改正で報酬が下げられたため、経営が苦しく加算を取りにいかないとならない。その反面、要介護度 4・5 の方は取り合いになり、要介護度 1・2・3 の方は入所にいくなっていると思います。
- ・日常生活継続支援加算のため要介護度 1～3 の方が極めて入りにくくなった。
- ・この加算が有るために要介護度 3 のかたの受け入れが困難になって来ている。
- ・すでに入所している利用者の重介護化・認知症の重症化についても評価してもらえる仕組みがあると良い(以前の加算要件など)
- ・介護報酬が下がっている中、加算は意識せざるを得ない状況です。その為、要介護度 3 以下の入所希望者はなかなかご案内できません。ベッドを埋めるよりも、稼働率を維持している方が収入が上回る状況に疑問を感じます。
- ・認知症のご利用者について、自立度がどこまで正確なものかは疑問に思う。
- ・収入に大きく影響するため、加算算定は必須となるが、要介護度 3 の方にご案内する要件として加算のことを説明する際、心苦しくなる時がある。
- ・介護職の負担が大きく、派遣社員で補充しなければならず、人件費が掛かる。
- ・単価が低い
- ・要介護度 4・5 で本当に介護が必要な方を優先して入所して頂くという点では評価するが、現状、要介護度 3 の申し込みも多数あり。要介護度 4・5 の方で申し込みされている方でも入所が難しい(医療面等で)為、加算を算定する中では新規入所の方を決めるのに苦労している。
- ・要介護度 4・5 の方を優先に入所させるため、要介護度 2・3 の方が後回しになりやすい。介護者が増えるもスタッフの数は増えないため、負担が大きくなっている。
- ・特養へ入所する方は、要介護度や認知度に関係なく何等かの生活支援が必要な方ばかりです。健康者が入所することはありえないにも関わらず、新規入所者の要介護度又は認知度の割合で算定する方法は疑問に思います。割合は関係ないと思います。
- ・この加算を算定している以上、重度な方の受け入れ施設となる事と、この人材不足の中で介護福祉士を一定数確保しているというのはなかなか出来ない事ではないかと考えます。その分の加算引き上げをしても良いのではないかと考えます。

- ・施設の収入源として意味がある。
- ・個人的な意見ですが、加算の名称について変更したほうがより解り易いのではないかと感じました。
- ・平成 27 年 4 月以降に入所された 55 名のうち 5 名が次の更新で特例入所の対象者となっており、重度者の受け入れを目的とした要件を満たせていないように感じる。また、保険者では平成 27 年 4 月以前より要介護度 1・2 の入所を制限(ポイントを低く設定)しており対応してきている。要件である新規入所に限ったことではなく、全入所者における重度者の割合での評価が望ましいと感じる。
- ・在宅生活困難な重度者を優先的に入所させるという意味では一定の効果は出ているように思う。一方で、算定要件から(特に新規入所者数が少ない小規模施設において)要介護度 3 以下の入所希望者の入所が敬遠されてしまうことについては、課題があると感じる。要介護度が低いにも関わらず、施設への入所申し込みをされている方ほど、虐待等緊急性が高い場合もあるにもかかわらず、そのような方の入所を憚る要因ともなり得る為、算定要件については再考の余地はあると思う。
- ・意図的に要介護度 3 の入居に関し消極的な状況にある。
- ・要介護度 4・5 の方は、入所の受け入れ枠は広がったが、要介護度 3 以下の方は、入所につながりづらくなっていると思われる。
- ・要介護度 3、IIIa 以下の方の待機者増加傾向
- ・現在は算定できている為
- ・要介護度 4・5 の割合は%がきびしいと思います。
- ・当施設の保険者は行政が一括で入所申請書を受け付け、緊急点数(一次判定)を行ったリストを行政が監督しているベッドを持つ施設へ送ってくるため特例入所希望者は点数が上位に上がりにくい傾向にあります。
- ・要介護度認定の調査項目が実際の介護負担(介護に要する手間)に見合っていない(例、認知症の方の要介護度が軽すぎるなど)。元の基準に問題を感じるのに、その基準を元にした加算は評価ができない。・医師の意見書による認知症自立度の判定が、実際の本人の状態とかけ離れているように見受けられるケースがある(認知機能低下があるのに自立度 I、II で判定されている)
- ・加算額が大きいので算定をしていきたが、要介護度 3 の受け入れが進まないのが現状である。要介護度 4・5 の受け入れが続くと現場の対応が大変になっていくため、要件の緩和を検討していただきたい。
- ・重度化によって、職員の対応が増えているので、加算としてももう少し色を付けてもよいのではないかと考える。
- ・70%の数値を下げてもらいたい
- ・要介護度と特養に入居の必要性や緊急性は決して一致しているわけではない。加算そのものに改善の余地はあると思いますがあまりにも厳しいものにしてしまうと、入居者の生活の質そのものにかかわってくることは目に見えている。難しい現状ではあると思います。
- ・加算を算定すべく、加算の要件を満たす人を入居の対象者としている向きがある。
- ・重度の人が入居するようになり、ケア量が増加している。
- ・平成 27 年度の介護報酬改定により日常生活継続支援加算を算定せざるを得なくなった。それにより、要介護度 3 の方の受け入れが難しくなっている。
- ・重度者の受け入れを推進していることについては評価はできるが、要介護度 3 の方でも入居待機者名簿の上位に位置する事例も数多く、速やかに入居の必要な方は多いと思います。今後は、要介護

度3以上の方の受入れでも一定の要件を満たせば日常生活継続支援加算の算定要件とする報酬改定を望みます。

- ・新規入所者総数のうち要介護度4・5の方が70%以上は、かなり厳しい状況になってきています。待機者全体の減少と要介護度4・5の申し込みが少なくなっている。4・5の方の70%を65%ぐらいにしてほしい。
- ・要介護度での評価は一定程度評価する。認知自立度は主治医意見書の評価と本人の生活像が一致しないことが多いように感じますのであまり評価できない。
- ・[1]認知症自立度に関して、特養入居前の所在地が居宅や有料・サ高住の場合、殆ど認知症自立度を把握しておらず、主治医意見書も中々取り寄せられない。結果的に入居後直近で認知症自立度を協力病院 Dr に診断して頂いているが(東京都には実地指導時にそれで構わない旨了承を得ている。)、認知症自立度に関しては算定基準の判断が曖昧であり、算定しようとすればほぼ全員 IIIa 以上をつけられてしまうのではないか？[2]各施設とも優先順位の中で入居を判断しているが、算定しようとすれば、申し込み年数等により要介護度3でも点数が高くなり、直近申込みの要介護度4・5の方よりも点数が高くなるにも関わらず、加算優先の判断で要介護度3の方が据え置かれてしまう状況が発生すると思われるため、透明性に欠けることになるのではないか？
- ・重度者の割合に要介護度3も含めるべき
- ・日常生活継続加算は経営に資する大きな加算であり、新規入所者の選定に至っては加算の要件を当然意識する必要がある。結果として、要介護度3や特例入所には消極的にならざるを得ない。
- ・要介護度4、認知症自立度 IIIa 以下の方が介護・介助量が少ないとは限らない。
- ・要介護度の変動がかなり激しく信ぴょう性に欠ける。
- ・入居者は区からリストが届き手続きに入るの、要介護度によっては選べない
- ・質問の意味がわからない

以上

返送先：東京都社会福祉協議会 福祉部 高齢担当（佐藤） FAX 03-3268-0635

※なるべく WEB からの回答をお願いいたします。

※入所を管理されている方へお願いいたします。

## 「特別養護老人ホームにおける特列入所及び軽度者の入所、退所における実態調査」

事業所名： \_\_\_\_\_

### I. 貴施設の地域、形態、定員、回答者の属性について

該当する内容に一つ〇をつけてください。

#### ① 回答者について

回答者の役職	1. 施設長	2. 生活相談員	3. 事務職	4. その他
--------	--------	----------	--------	--------

#### ② 貴施設について

1. 従来型特養	2. ユニット型特養	3. 地域密着型特養	4. 混合型特養 (従来型・ユニット特養)
----------	------------	------------	--------------------------

#### ③ 貴施設の地域について

※地域については、下記をご参照いただき回答をお願いいたします。

1. 特別区	2. 多摩東部	3. 多摩西部
--------	---------	---------

特別区	23区
多摩東部	清瀬市、東村山市、東久留米市、西東京市、小平市、武蔵野市、東大和市、武蔵村山市、立川市、昭島市、国分寺市、国立市、小金井市、府中市、三鷹市、調布市、狛江市、日野市、多摩市、稲木市、町田市
多摩西部	奥多摩町、青梅市、羽村市、瑞穂町、檜原村、あきる野市、日の出町、福生市、八王子市

④ 貴施設の定員についてお伺いします (ショートステイを除く。) 該当する項目に1～5 で該当する箇所一つ〇をつけて下さい。

1. 29人以下	2. 30～80人	3. 81～100人以下
4. 101～150人以下	5. 151人以上	

#### ⑤ 貴施設の開設年を教えてください

該当する内容に一つ〇をつけてください。(平成29年5月末時点)

1. 1年未満	2. 3年未満	3. 5年未満
4. 10年未満	5. 20年未満	6. 20年以上

### II. 介護保険法改正以降の入所申込、入所者の要介護度の変化について教えてください。

該当する欄に①～⑥に該当する項目一つ〇をしてください。

返送先：東京都社会福祉協議会 福祉部 高齢担当（佐藤） FAX 03-3268-0635

※なるべく WEB からの回答をお願いいたします。

※入所を管理されている方へお願いいたします。

① 「貴施設の平成 29 年 3 月末時点（制度移行後）の要介護度別の申込者数について」

※申込者＝貴施設で入所申込書類を受理した方、行政からの名簿がくる場合はその名簿掲載されている方のことを言います。

要介護 1	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
要介護 2	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
要介護 3	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
要介護 4	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
要介護 5	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
合 計	① 0～20 人	② 21～50 人	③ 51～100 人	④ 101～200 人	⑤ 201 人～	⑥ わからない

② 「貴施設の平成 29 年 3 月末時点（制度改正後）の要介護度別の入所者数（入院者も含む）について」

※在籍者

要介護 1	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
要介護 2	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
要介護 3	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
要介護 4	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
要介護 5	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
合 計	① 29 人以下	② 29～50 人	③ 51～80 人	④ 81～100 人	⑤ 101 人～	⑥ わからない

③ 「貴施設の平成 27 年 3 月末時点（制度改正前）での要介護度別の申込者数について」

※申込者＝貴施設で入所申込書類を受理した方、行政からの名簿がくる場合はその名簿掲載されている方のことを言います。

要介護 1	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
要介護 2	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
要介護 3	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
要介護 4	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
要介護 5	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
合 計	① 0～20 人	② 21～50 人	③ 51～100 人	④ 101～200 人	⑤ 201 人	⑥ わからない

④ 「貴施設の平成 27 年 3 月末時点（制度改正前）での介護度別の入所者数（入院者も含む）について」

要介護 1	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
要介護 2	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
要介護 3	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
要介護 4	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
要介護 5	① 0 人	② 1～10 人	③ 11～20 人	④ 21～50 人	⑤ 51 人以上	⑥ わからない
合 計	① 29 人以下	② 29～50 人	③ 51～80 人	④ 81～100 人	⑤ 101 人～	⑥ わからない

返送先：東京都社会福祉協議会 福祉部 高齢担当（佐藤） FAX 03-3268-0635

※なるべく WEB からの回答をお願いいたします。

※入所を管理されている方へお願いいたします。

### Ⅲ. 要介護1、2の入所者、申込者の実態に関して

①「平成29年3月時点で、要介護1、2で申し込みをされている方の特例要件について教えてください。」

※あてはまるものに1～6で該当項目に○を付けてください。（※複数回答可）

1. 認知症であることで、日常生活に支障がある。
2. 知的障害・精神障害などで、日常生活に支障がある。
3. 家族等により深刻な虐待が疑われることにより、心身の安全の確保が困難である。
4. 単身・同居家族が高齢又は病弱であることにより家族等の支援が期待できず、介護サービスの供給が不十分である。
5. その他
6. わからない。

（自由記述）

②「平成29年3月時点で要介護1、2で入所している方の特例要件について教えてください。」

※ (a) (b) の1～6それぞれで該当項目のあてはまるものに○を付けてください。（※複数回答可）

(a)【要介護1の方で特例入所に該当する利用者】

1. 認知症であることで、日常生活に支障があったため。
2. 知的障害・精神障害などで、日常生活に支障があったため。
3. 家族等により深刻な虐待が疑われることにより、心身の安全の確保が困難であったため
4. 単身・同居家族が高齢又は病弱であることにより家族等の支援が期待できず、介護サービスの供給が不十分であったため。
5. その他
6. わからない。

(b)【要介護2の方で特例入所に該当する利用者】

1. 認知症であることで、日常生活に支障があったため。
2. 知的障害・精神障害などで、日常生活に支障があったため。
3. 家族等により深刻な虐待が疑われることにより、心身の安全の確保が困難であったため
4. 単身・同居家族が高齢又は病弱であることにより家族等の支援が期待できず、介護サービスの供給が不十分であったため。
5. その他
6. わからない。

返送先：東京都社会福祉協議会 福祉部 高齢担当（佐藤） FAX 03-3268-0635

※なるべく WEB からの回答をお願いいたします。

※入所を管理されている方へお願いいたします。

（自由記述）

#### IV) 特例入所該当者の退所の実態について

①「貴施設で平成27年4月から平成29年3月末までに更新認定等で要介護1、2となり、特例要件に該当せず退所された方はいますか？」

※1～3で該当する項目であてはまるものに一つ〇を付けてください

1. 退所された方がいた。

\*退所された方がいると回答した方は、設問IV-②、③、④)へお進みください。

2. 退所された方はいない。

\*退所された方がいないと回答した施設は、設問IV - ④、⑤)へお進みください。

3. わからない。

②「退所された方の事例について教えてください。」

例)・特例入所4要件に当てはまらなかったため退所となった。

・施設は該当としたが、自治体が非該当と判断した。

③「退所された方のその後の居場所について教えてください。」

※あてはまるものに〇を付けてください。（※複数回答可）

1. 自宅

5. サービス付き高齢者住宅

9. 軽費老人ホーム

2. 病院

6. グループホーム

10. その他

3. 老健

7. ケアハウス

11. わからない

4. 有料老人ホーム

8. 養護老人ホーム

（自由記述）

返送先：東京都社会福祉協議会 福祉部 高齢担当（佐藤） FAX 03-3268-0635

※なるべく WEB からの回答をお願いいたします。

※入所を管理されている方へお願いいたします。

④「更新認定で要介護1、2となった利用者の、当該保険者の対応について教えてください。」

※回答者の個人的なご意見で構いません。

1. 保険者は要介護1、2になった利用者の特例入所手を勧める。
2. 保険者は要介護1、2になった利用者の退所手を勧める。
3. 保険者は施設の判断に任せている。
4. 分からない。

⑤「退所されなかった方の特例入所の要件を教えてください。」

※あてはまるものに○を付けてください。（複数回答可）

1. 認知症であることで、日常生活に支障があったため。
2. 知的障害・精神障害などで、日常生活に支障があったため。
3. 家族等により深刻な虐待が疑われることにより、心身の安全の確保が困難であったため。
4. 単身・同居家族が高齢又は病弱であることにより家族等の支援が期待できず、介護サービスの供給が不十分であったため。
5. 行政との調整により退所しなかった。
6. わからない。
7. その他。

（自由記述）

## V. 日常生活継続支援加算の算定について

※あてはまるものに一つ○を付けてください。

① 日常生活継続支援加算は算定していますか？

1. 加算を算定している。
2. 加算を算定していない。  
※加算を算定していないとお答えになった方はVIへ進んでください。
3. 分からない

返送先：東京都社会福祉協議会 福祉部 高齢担当（佐藤） FAX 03-3268-0635

※なるべく WEB からの回答をお願いいたします。

※入所を管理されている方へお願いいたします。

日常生活継続支援加算を算定していると回答した方にお聞きします。

② 日常生活継続支援加算の算定要件はどの項目で算定していますか？

※介護福祉士要件はクリアしているものとみなします。

1. 新規入所者総数のうち要介護4、5の方が70%以上
2. 新規入所者総数のうち認知症自立度がⅢa以上の方が65%以上
3. たん吸引等の医療行為を必要とする方が15%以上
4. 二つの要件を組み合わせて算定している。
5. わからない。

③ 日常生活継続支援加算について

（※回答者の個人的なご意見で構いません。）

1. 評価する
2. 一定程度評価する
3. あまり評価しない
4. 評価しない
5. わからない

（自由記述）

Ⅵ 「新規入所者の受け入れにあたっての優先事項について」

※あてはまるものに一つ〇を付けてください。

① 待機者リストの上位となった要介護1、2の方の入所について

1. 要介護3、4、5といった介護度を優先している
2. 介護度に関係なく状況次第で入所させる
3. わからない

② 待機者リストの上位となった要介護3の方の入所について

1. 要介護4、5を優先している
2. 要介護4、5に関係なく状況次第で入所させる
3. わからない

返送先：東京都社会福祉協議会 福祉部 高齢担当（佐藤） FAX 03-3268-0635

※なるべく WEB からの回答をお願いいたします。

※入所を管理されている方へお願いいたします。

- ③ 平成27年4月の制度改正以降の入所について変化した点等ありましたらご記入ください。  
（自由記述）

Ⅶ 特養の入所基準変更によって（原則、要介護3以上）に伴う待機者状況について  
あてはまるものに一つ〇を付けてください。

※回答者の個人的なご意見で構いません。

1. 待機者は増えている      2. 待機者は減っている      3. 変わらない      4. わからない

（自由記述）

Ⅷ その他、ご意見等がありましたらご記入ください。（自由記述）

以上でアンケートは終了となります。ご多用の中、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。  
アンケートの回答は、web 若しくは、ファックスにてご返送下さい。

①web での回答の場合

東京都高齢者福祉施設協議会のホームページの「お知らせ」から、「介護保険改定に伴う利用者・家族への影響に関する調査」のページを開き、WEB での回答リンクへアクセスしてご回答をお願いいたします。ID・パスワードに関してはご協力のお願いをご参照ください。

②Fax での回答の場合 下記までご返送下さい。

東京都社会福祉協議会 福祉部 高齢担当（佐藤） Fax 03-3268-0635